

会 議 録 目 次

令和２年第３回海田町議会定例会（第１日目）

令和２年６月２日（火）午前９時００分 開会

日程第１	会議録署名議員の指名について……………	５
日程第２	会期の決定について……………	５
日程第３	諸般の報告	
	①議会報告……………	５
	②行政報告……………	６
	③報告第２号 令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	９
	④報告第３号 令和元年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書……………	９
	⑤報告第４号 令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書……………	１０
日程第４	同意第２号 山林監守人の選任の同意について……………	１１
日程第５	一般質問	
	○多田雄一議員……………	１２
	○佐中十九昭議員……………	１８
	○小田久美子議員……………	３０
	○下岡憲国議員……………	３２
	○久留島元生議員……………	５０
	○住吉秀公議員……………	５３
	○大高下光信議員……………	６０
	○富永やよい議員……………	６２
	○大江康子議員……………	６８
	（延 会）……………	７７

令和2年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年6月2日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 6月2日（火）午前9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子          |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠              員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町             | 長 | 櫻 竜 俊     |
| 教 育             | 長 | 佐々木 智 彦   |
| 企 画 部           | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司   |
| ( 水 道 事 業 参 事 ) |   |           |
| 教 育 次           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 下 水 道 担 当 参 事   |   | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 部 次         | 長 | 門 前 誠 司   |
| 企 画 課           | 長 | 鎌 田 浩 一   |
| 魅力づくり推進課        | 長 | 中 下 義 博   |
| 財 政 課           | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課           | 長 | 中 村 修 介   |
| 税 務 課           | 長 | 片 山 茂     |
| 防 災 課           | 長 | 宮 垣 将 司   |
| 町 民 生 活 課       | 長 | 水 川 綾 子   |
| 住 民 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 社 会 福 祉 課       | 長 | 杉 本 幸 穂   |
| こ ど も 課         | 長 | 新 藤 正 敏   |
| 長 寿 保 険 課       | 長 | 岩 本 宏 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 森 原 知 美   |
| 建 設 課           | 長 | 木 村 生 栄   |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 森 山 真 文   |
| 生 涯 学 習 課       | 長 | 脇 本 健 二 郎 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 学校教育課教育指導監      | 松 本 孝 司 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長   | 山 田 長 秀 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 谷 川 雅 彦 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 水 野 啓 太 |
| 主 任         | 辻 千奈美   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第2号 令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

④報告第3号 令和元年度海田町公共下水道事業特計会計繰越明許費繰越計算書

⑤報告第4号 令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書

日程第4 同意第2号 山林監守人の選定の同意について

日程第5 一 般 質 問

日程第6 第29号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第30号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第31号議案 海田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第32号議案 海田町国民健康保険税条例及び海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第33号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第34号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第35号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第36号議案 海田町後期高齢者医療に関する条例及び海田町水洗便所設備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第37号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第38号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第16 発議第2号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書案

日程第17 発議第3号 新型コロナウイルス感染症に関する意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第3回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、窓を開放しております。併せて御了承いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日、令和2年第3回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、報告3件、同意1件、条例改正9件、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、玉川議員、2番、小田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月5日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月5日までの4日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の、品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。次に執行部におかれましては、質問質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう答弁をしていただきたいと思います。なお、発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により議長の許可を得て、内容を確認の上、答弁をしてください。以上の点をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、3月定例会以降の状況を議会の動きとしてお手元に配付をしております。また、常任委員会調査等、実施状況を添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は、議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

また、議会として、今年度予定をしていた常任委員会等の所管事務県外調査を全て取りやめることにし、新型コロナウイルス感染症対策の財源の一助となるよう、この調査に関わる

特別旅費を削減することと決しましたので御報告申し上げます。以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申出がございますので、これを許可します。町長。

○町長（西田） それでは、3月定例議会後の行政執行の状況について御報告させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月16日に全都道府県に緊急事態宣言が発出され、4月21日に町内で初めての患者が確認されたことに伴い、県と連携しながら情報収集を行うとともに、住民に対しホームページや町内放送等で情報提供及び注意喚起を行いました。5月14日に広島県を含む39県で緊急事態宣言が解除され、5月25日には全国で解除されたことに伴い、町内公共施設におきましては、5月25日から、通常どおり開館しております。海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、5月末までに26回開催し、対応方針などについて協議を行いました。

次に、特別定額給付金につきましては、5月1日からマイナンバーカードによるオンライン申請の受付を開始しました。また、郵送申請方式については、5月9日に申請関係書類を各世帯宛てに発送し、5月12日から受付を開始しました。給付金の支給につきましては、オンライン申請で受け付けたものは5月14日から、郵送申請方式で受け付けたものは5月22日から開始しています。

6月1日時点での状況については、申請件数は1万2,481世帯で、対象世帯に対する割合は91パーセントです。また、給付手続が完了した世帯は7,329世帯で、申請に対する割合は59パーセント、給付金額は17億1,610万円でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策として、医療従事者等を支援するため、医療機関、介護サービス事業所、保育所等にマスクや消毒液の配付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援についてでございますが、中小企業等の融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、5月末現在で135件で増加傾向となっております。

次に、海田町事業継続応援金給付事業についてでございますが、5月19日に申請受付を開始しました。5月末現在、112件の申請があり、6月8日に第1回目の給付を行うこととしております。

次に、飲食業を営む町内業者への支援として、テイクアウト・デリバリー対応の飲食

店を町のホームページ上で紹介するサイトを4月23日に開設いたしました。5月末現在、10店舗掲載しております。

次に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金及び海田町子育て世帯応援金につきましては、公務員以外の対象世帯2,346世帯へ、給付金は5月13日、応援金は同月21日に案内文を送付し、6月10日に支給する予定です。

次に2月27日、安倍首相が全国の公立学校に一斉臨時休業を要請したことを受け、町立小中学校においても、3月2日から3月25日までの期間、一斉臨時休業を実施しました。その後、4月6日から学校を再開しましたが、4月13日に広島県の感染拡大警戒宣言の発出を受け、再度、4月15日から5月31日までの期間、町立小中学校を一斉臨時休業しました。4月16日に政府が全国に緊急事態宣言を発出したことを受け、4月20日に分散登校を中止しました。その後、緊急事態宣言の解除に伴い、5月18日から分散登校による学習機会の確保に努めました。そして、6月1日から学校を再開しました。

また、町内認可保育所、認定こども園及び児童クラブにおいても、感染拡大防止のため、4月17日から5月31日まで登園・利用自粛要請を行いました。6月1日からは通常どおりの開所としております。

次に新型コロナウイルス感染症対策として実施しております職員の業務継続に係る取組につきましては、職員間の距離を取ることや窓口カウンター等への飛沫感染防止用パーテーションの設置、それから、時差出勤等の取組を継続してまいります。

次に、新庁舎建設予定地の土壌汚染対策法に基づく区域指定につきましては、令和2年5月25日付けで、形質変更時要届出区域に指定されました。この区域指定の結果と、5月に予備費で実施した影響評価業務を踏まえ、今定例会におきまして、実施設計変更等業務委託の予算措置をお願いしております。補正予算案の議決の後に、土壌汚染対策の設計、現設計への変更の反映、設計単価等の更新を進めてまいります。なお、実施設計変更業務の発注前には、土壌汚染対策の内容につきまして御説明いたします。

次に、防災対策につきましては、3月27日、30日の両日、織田幹雄スクエアにおいて、全職員を対象とした避難所運営訓練を行いました。この訓練により、避難所運営に必要な知識の習得、避難所の開設、開設後の円滑な運営のための能力向上を図ることができました。また、4月27日に職員参集体制の確認のため、海田町全域で震度6弱の地震が発生した想定で、職員参集電話、メール、模擬訓練を実施し、緊急時の連絡体制を確認

しました。

次に、梅雨時期を前に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページ、広報折り込みで、住民の皆様に対し、マスクなど必要なものの準備、親戚や知人宅等への避難の検討、避難所での手洗い、咳エチケット等の徹底などを呼び掛けました。

また、危険箇所の点検につきましては、5月22日に広島県と合同で急傾斜地のパトロールを、5月27日には町内の道路、河川、急傾斜などの一斉点検を行いました。

次に、地域防災計画につきましては、本来であれば、海田町防災会議を開催し、海田町地域防災計画の修正について審議していただくところではございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議を中止し、防災会議委員の皆様书面で審議していただき、了承をいただいております。

次に、認定こども園につきましては、4月1日に、海田町初の幼保連携型認定こども園であります学校法人幸和学園、こうわ認定こども園海田が、畝2丁目において、予定どおり開園されました。

次に、児童クラブにつきましては、海田東小学校区児童クラブと海田南小学校区児童クラブの運営について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と委託契約を締結し、4月1日から委託を開始しました。

次に、消費税、地方消費税の引上げによる影響を緩和すること等を目的としたプレミアム付き商品券発行事業についてでございますが、商品券の使用は令和2年3月末で終了いたしました。使用金額は約5,340万円となっております。

次に、水道料金の改定につきましては、海田町水道事業経営審議会から、4月3日に町の水道料金改定案を適当と認める答申を受けました。今後、この改定案を、議会に御説明させていただく予定としております。

次に、学校教育につきましては、中学校におきましては、4月9日から給食を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月15日から中止しておりましたが、6月8日から再開を予定しています。今後も生徒の食育の推進に努めてまいります。

次に、織田幹雄スクエアにつきましては、開館に当たりまして、3月22日に開館記念行事を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止し、4月1日に規模を縮小して実施しました。なお、開館記念にお借りした現物の金メダルにつきま

しては、借用を延長させていただくことができましたので、9月末まで展示を延長いたしました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第2号、令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より説明を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。令和元年度海田町一般会計予算で議決をいただきました第5次海田町総合計画等策定業務ほか16件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第2号、令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。報告第2号は、令和元年度海田町一般会計予算で既に議決をいただいている繰越明許費について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。件数が多くございますので、款ごとの繰越事業件数と合計の繰越額について報告させていただきます。

まず、2款、総務費については2件、3款、民生費については1件、7款、商工費については1件、8款、土木費については、1ページから2ページにかけて3件、2ページに移りまして、10款、教育費については5件、11款、災害復旧費については、2ページから3ページにかけて5件、合計17事業の翌年度繰越額は7億5,144万2,000円でございます。以上で、報告第2号、令和元年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第2号については、これをもって終結をします。

続いて、報告第3号、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算

書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第3号、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。令和元年度海田町公共下水道事業特別会計予算で議決をいただきました公共下水道整備事業の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）下水道担当参事。

○下水道担当参事（龍岩）報告第3号、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号で繰越明許の議決をいただきました事業費の公共下水道整備事業の翌年度繰越額は6,379万3,000円でございます。

以上で、報告第3号、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第4号、令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）報告第4号、令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について御説明させていただきます。それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

水道事業会計予算の建設改良費の繰越額を地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。1款、資本的支出、配水設備整備事業と固定資

産購入事業の翌年度繰越額は3,245万円でございます。

以上で、報告第4号、令和元年度海田町水道事業会計予算繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号については、これをもって終結をいたします。

これにて、諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第2号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第2号、山林監守人の選任の同意について。山林監守人であります久保昇さんが令和2年6月30日をもって任期が満了することに伴い、山林監守人の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は小笠原栄二さんでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第2号、山林監守人の選任の同意について御説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。

現山林監守人の久保昇さんの任期が令和2年6月30日をもって満了となることに伴いまして、小笠原栄二さんを新任としてお願いするものでございます。山林監守人の選任につきましては、公有林野等官行造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て、町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監守人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。任期は4年で定員は2名でございます。それでは、小笠原栄二さんの経歴等について御説明いたします。住所は議案書に記載のとおりでございます。生年月日は昭和43年1月2日で現在52歳でございます。職歴でございますが、平成20年から整体院を経営しておられ、その後、平成21年から現在まで、海田町消防団に入団しておられます。登山を趣味とされ、地域貢献に対して熱意をお持ち

の方で適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号については、これに同意することに決定いたします。

この際、暫時休憩します。再開は9時45分。

~~~~~○~~~~~

午前9時31分 休憩

午前9時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、議長より申し上げます。一般質問に入る前に再度申し上げますが、執行部におかれましては、質問の内容を十分理解の上メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、議員の皆様におかれましては、通告内容から大きく外れないように質問をしていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、日程第5、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は、2点質問いたします。まず初めに、コロナウイルスの学校の対応についてでございますが、まず初めに、コロナウイルス対応に日々努力されております町長はじめ、町の職員の皆様にお疲れさまですと申し上げたいと思います。

コロナウイルスによる休校に対し、今後の対策はいかがでしょうか。子どもたちは長期の休校でストレスを抱えております。今後の対応をどのように考えておりますか。タブレットが間に合っていれば遠隔事業もできたのにと後悔ですが、今後、文部科学省が前倒しで整備すると言っています。今後の予定はどうか。これは、今回の補正予算に出ておりますが、また、授業の遅れにはどのように対応するのか。

2番として、ごみの戸別収集です。以前、ごみの戸別収集について質問をいたしました。その後、検討はされたのでしょうか。高齢者や障がいを持っておられる方にとって、ステーションにごみを出しに行くのはかなりの負担ですし、けがの危険もあります。放っておくと、部屋が不潔になり、病気に罹ったり、家がいわゆるごみ屋敷になるなどの可能性も指摘されています。政府もその対策として、計画策定費や人件費などの経費を補助することにしております。収集の際の声掛けによって異常を見つけることも報告がされております。是非、前向きに検討していただきたいが、どうでしょうか。

以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。

ごみの戸別収集についての質問でございますが、平成31年3月に策定いたしました海田町一般廃棄物ごみ処理基本計画の策定過程におきまして、従来のごみの出し方を負担に感じる高齢者や障がい者世帯があるなどの課題が明確になったところでございます。今後、こうした方々を対象としたごみの戸別収集について検討をしてまいります。

それでは1点目について、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。

臨時休業に対する今後の対策についての質問でございますが、まず、ストレスを抱えている子どもたちへの対応について、学校は、臨時休業中、定期的に個別に連絡しており、配慮を必要とする児童生徒については、状況把握とともに状況に応じて必要な支援を行っております。学校再開後は、アンケート、個人面談等を行いまして、組織的対応により、不安等の解消に努めてまいります。次に、今後のタブレットの整備予定についてですが、文部科学省のGIGAスクール構想の加速による学びの保障により、当初予定しておりました小学校第5、6学年、中学校第1学年に加えまして、残りの全ての学

年を対象として令和２年度中に整備することを目指しており、本町もそれに従いまして、１人１台端末を整備してまいります。また、臨時休業による授業の遅れへの対応につきましては、夏季休業中の授業実施、学校行事の精選を行うことで、授業時数の確保に努めてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）では、再質問をいたします。まず、ごみの収集ですが、先ほど町長が答弁されたように、今後検討していただけるというふうになっております。是非、前向きに進めていただきたいと思います。この検討について、いつ頃をめどに検討されるのか、まずお願いします。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）町民のニーズ、戸別収集要件、実施方法、車両購入費、希望者の募集方法などを検討する必要があることから、来年度から実施できるかどうか検討してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）ということは、目標としては来年度からやりたいというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）目標としては、来年度を目標としております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）是非、早くやっていただきたいんですが、まず政府の方がですね、この人件費とか燃料代について経費の５割を特別交付税で手当とする、そして、計画策定にも同様に５割を手当するというふうに書いてありますが、それについては御存じでしょうか。お願いします。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）存じ上げております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）では、来年度に向けて、頑張りたいというふうに思います。

続いて、学校の対応でございますが、先ほど教育長が答弁されたように、タブレットの配付については、文部科学省も前倒しということで予算をつけられておりますし、海田町もそのようにされるわけですが、ただ、全国が一斉にやられるので、これは年内に

整備できるかどうか、ちょっと私も不安なところがあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）整備時期につきまして、議員の御指摘どおり、全国同一の動きとなっております。事業者等と相談をして、最短のところで年明けの1月下旬頃というふうなところの見通しをお話はしていただいておりますが、これにつきまして、打合せをした時点が5月の初旬でございまして、そこからまたずれ込み等も考えられるということが後ほど連絡として入りました。最善を尽くしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）一応、3月の予算でですね、今年度予算で、5、6年生と中学1年生については、先行して整備するようになっておりましたが、これについてはいかがですか。これも一緒に延びる可能性がありますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）補正予算案につきまして、今回の6月補正に全部の学年を上げている関係でございまして、同様の動きとなるというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それと、アンケートを取られたと思うんですけど、全家庭に。家庭の方でWi-Fiの環境がない家庭、幾らぐらいあったか教えていただけますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）パーセントにしまして、約95パーセントの家庭がWi-Fi、又は端末等で対応可能というところでございます。5パーセント程度がやはり環境がないという回答でございましたが、この内訳の細かい中身につきましては、各学校において今調べを進めているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この5パーセントの家庭についても、一緒に配付されるような予定になっておりますが、これはルーターがちょっと不足しているみたいなので、できるだけ早く整備していただくようお願いしたいと思います。できれば、年度内に整備していただければ一番いいんですけど、それはいろんな事情がありますから、大変だろうと思いますが、頑張っていただきたいと思います。それと、このストレスを抱えている子ども

たち、いろんな話を聞くわけですよ。虐待が増えたとかいう、全国的にですよ、そういう話もあるし、学校に行きたくなくなったとかいう子どもたちがいたり、生活が当然乱れているわけですから、何箇所も休みがあって、その中で学校が始まって、今の状況としてはいかがでございしますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）教育長答弁にはないんですが、5月18日から分散による学習機会の確保ということで、分散による登校を始めております。小学校につきましては3日に1度の登校、中学生におきましては学年にもよりますが、毎日だったり、週2回、3回だったりというところがございます。その中で、家庭環境の、いわゆる生活リズムの改善であったり、それから、保護者等も含めた家庭環境の2か月間の休業の中での状況等を把握しながら、対応の方を、学校の方が2週間かけて検討してまいりました。昨日から一斉の登校が始まっておりますが、おおむね欠席等もなく進んでいる状況でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この教育長答弁の中に、アンケートや個人面談を行うと書かれてありますが、このアンケートについては、いつ頃予定されているのか。また個人面談、これは担任よりほかにスクールカウンセラーとかソーシャルカウンセラーがやられるのか、どちらになるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）アンケートにつきましては、学校によって実施時期が異なっておりますけども、おおむね5月18日以降のところ随時行っているところがございます。面談につきましては、最初の部分につきましては、やはり担任であるとか学年の方で対応されて、そこからやはり改善等が求められる児童生徒につきましては、スクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラー等につなぐという対応を今しているところがございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この臨時休業による授業の遅れについて、夏休み短縮というのが、我々のところにもお知らせが来ました。今、現実にとれぐらい不足しているのか、そして、特に小学6年生と中学3年生については繰延べができないという状況の中で、どれぐらい不足して、これをどれぐらい解消できるのかという予定をお聞きしたいんですが。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在の授業時数として不足しているところがございますが、各学校、校種によりまして多少差はありますが、大体130時間から140時間程度不足している状況でございます。6月1日以降、7月20日までのところで行事等の精選であるとか、それから8月のお知らせしている夏季休業期間の事業実施等も踏まえまして、約150時間程度、回復することが可能というふうに見込んでおります。つきましては、差異としてはプラス10ぐらいのところでは何とか2学期を迎えられたらということを検討しております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）夏休みを短縮するぐらいで、その程度まで回復できるとおっしゃられたんですが、普通の、例えば授業時数を、6時間を7時間にするとか、そういったことじゃなくて、ただ単に夏休みと学校行事の精選について、それぐらいカバーできるということではよろしいんですか

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）文部科学省の指導の中には、例えば、50分の1コマの授業を40分に短縮して7時間目を作るというふうな工夫も示されてはありましたけども、町におきましては、単一の50分又は小学校45分の授業をコマとしまして、先ほど申しました授業確保が可能であるというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それと、文部科学省が各学校に、学校の規模に応じてですが、約500万円を配るというふうにおっしゃられております。これについて、これを機会に、子どもたちにタブレットを配付する以外に、以前、私が質問した校務支援について、何かこうそれを有効に活用して、何かできないかなと思うんですけど、それについて校務支援のシステムはどのように考えてでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）校務支援システムにつきましては、今年度予算として計上されておりますので、今年度中の導入を進めているところでございます。各学校において支給される補助金につきましては、新型コロナウイルス対策というところも銘打っておりますので、校内の衛生環境等を保つためのものとして活用したいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）先日、テレビのニュースでやってたんですけど、このコロナウイルス対策で水道の蛇口、今、こうひねるやつですよ。あれを手でこうやらなくても、レバーでできるような形に全部の教室の水道を換えたという学校がありました。そういったことも一つの手ではないかと思うんですね、衛生対策として。もう一つは、海田町内の学校は全てエアコンが整備されておりますが、このエアコンの使い方、例えば、夏休み授業のときに、暑いですからエアコンを当然使うわけですけど、換気とエアコンのこの使い方というの、いろんな形で報道されております。これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）ちょっと外れているようですが、答えられる範囲で答えてください。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）1点目の水道の蛇口等に対応したもの、ドアのノブであるとか、直接接触しない形での開閉等を検討するというこの中身につきましては、いろんな形で承知をしております。現在のところ、まだ使い道、補助金の使途につきましては、大きくは検討しておりませんので、御提案いただきました中身を検討いたしまして、できる範囲で努めていきたいというふうに考えております。それから、エアコンの活用と、それから換気というところで申しますと、逆に冬の場合を想定したときに、エアコンの暖房を点けたときに換気をしないと言われると、多くの学校で、やはり隙間の細い箇所を幾つか換気口として作ってですね、風の通りを作っている状況でございます。冬も夏も基本的にはエアコンの稼働というのは変わりませんので、やはり、涼しい中にも換気をするという工夫を各学校の方で指示をしながらさせていきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）本当に、このコロナウイルスについては、学校の方の対応も大変でしょうが、是非、子どもたちの健康というのを第一に考えて頑張りたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まず最初に、災害に続いて、コロナ問題で日夜拡大防止に対して努力をされておりますことに、町長はじめ、教育長、その他関係職員、全職員、また介護、医療関係者に心から感謝を申し上げます。それでは、具体的に一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス対策と学業・医療・営業と暮らしについてお尋ねをいたします。

西日本豪雨から約2年目、そして、東日本大震災と福島原発の重大事故から数えて10年目を迎えました。政府の東日本大震災復興構想会議がまとめた復興検討手段に次の記述があります。原発事故の問題ですけれども、「今回の大地震を機に現代文明の限界を認識し、自然に対する謙虚さを保ちつつ、人と自然の共生という全く新しい将来ビジョンを持つ必要がある」と。ここにある現代文明とは何か、誤解を恐れずに平易に言えば、戦後高度成長期以降の重化学工業化と大都市化が生み出した社会的経済的文化のことです。しかし、この謙虚な反省は全く生かされることなく、成長神話はアベノミクスで息を吹き返して、安全神話も復活して、原発稼働へと逆行をしております。そして、安倍首相のモリカケ、桜疑惑などが国民の批判の的になり、安倍政権は窮地に追い込まれましたけれども、そこに登場したのが、今回の新型コロナウイルス禍でございます。安倍政権には都合よく、新型コロナウイルスと五輪の開催時期に話題が移ったおかげで、安倍政権の国民の批判をかわす策として、今日まで対応に追われながらも、息を吹き返してきました。そして、新型コロナウイルス問題によって、地方自治体や地域はより長期的かつ広い視野での対応が求められるようになってきました。そこで、地域と地方自治体が直面をしている当面の課題だけではなく、中長期的視点から課題を明らかにし、対応を進めなければなりません。短期間に世界的な爆発的感染となって猛威を振るい始めております。最悪の場合、新型コロナウイルスの脅威は、日本の死亡者は57万人との予想が出ております。これは松江にお住まいの島根大学の大学の先生が指摘をされておる例でございます。国内の将来は、新型コロナウイルス肺炎への対処の成否に左右されるという未曾有の事態に巻き込まれようとしております。これまでの歴史でも、次の表の例があります。これは小さいかも分かりませんが、18世紀から19世紀、20世紀にかけて、大きくこうした国際的な大きな問題になっております。特に一番大きなのはマラリアで、媒介は蚊ですけれども、ここには2億1,600万人感染、そして、亡くなったのが44万5,000人というような昔の例があるんです。今回、新型コロナウイルスは特效薬がないわけで、それができるまで1年から1年半掛かると言われております、早くなるかも分かりませんが。

そこで具体的にお尋ねをいたしますけれども、町は自粛要請、国もそうですけれども、苦境に陥っている事業者、個人に感染防止対策として思い切った補償を1回だけじゃなく継続的に速やかに踏み切る考えはありませんか。お尋ねをいたします。

2番目には、休業手当の賃金収入の6割を8割以上に補償する手当てを取る考えはあ

りませんか。

3 番目には、自粛による倒産、廃業をさせないために、固定費などの補償、税、社会保障料の減免を行う考えはありませんか。一部にはやっておるという判断をしておりますが。

4 番目には、イベント中止などに伴うキャンセル料、必要経費の補償を行う考えはありませんか。

5 番目には、無担保、無利子融資の規模を増やすとともに、速やかに受けられる考えはありませんか。

6 番目には、リストラ、解雇を起こさせないように、経済界、大企業に雇用責任を求めるとともに、万全な体制を講じるよう申入れをする考えはありませんか。

7 番目には、医療・介護・障がい者等の社会保障の体制を崩壊させないための予算措置を行う考えはございませんか。

8 番目には、医療機関に必要な装備、備品を速やかに供給する考えはありませんか。

9 番目には、医療を最前線で担っている医療機関への補償を適切に行う考えはありませんか。

10 番目には、介護事業所の感染症対策の必要経費、デイケア中止などによる減収分を全額補償する考えはありませんか。

11 番目には、障がい者施設に対する報酬を月額方式にすること、就労支援施設での自粛の影響による減収、利用者の工賃について全額補償する考えはありませんか。

12 番目には、学費などの支援、授業料、入学料の減免、給付型奨学金の支援をする考えはありませんか。

13 番目には、内定取消しへの対応、内定も労働契約、破棄は解雇権の乱用ですが、その対応をする考えはありませんか。

14 番目には、休業に伴う補償、子どものために仕事を休んだ労働者を対象に助成する考えはありませんか。

15 番目に、消費税 5 パーセントへの減税に踏み切る考えはありませんか。消費税 10 パーセントへの増税の影響で経済指標がマイナス傾向を強めていたところに、新型コロナウイルス感染症の巨大な打撃が加わった。政府は消費税率引上げについて、リーマンショック級の出来事がない限り、予定どおり引上げを行うとして説明してきたことを見ても、消費税率の引下げに踏み切ることは当然であります。消費税減税は、食料はじめ生

活必需品はどんな時期にも購入するものであり、所得の少ない人ほど手厚くなる重要な生活支援策となります。更に、新型コロナ感染が終息に向かう時期には、消費喚起、需要拡大効果となる。直ちに、消費税 5 パーセントの引下げを行い、一時的ではない経済的対策として応能の負担を原則とした税制の見直しを迅速に進めることが、町としても国としても最良と考えます。町長、その先頭に立つ必要がありますが、お伺いをいたします。国、県を含む町の対応は一定努力をされております。既にやっておりますけれども、その施策を今後どのように前進をさせるのか、再度お尋ねをするわけです。

次に、役場建設についてお尋ねをいたします。土壤汚染についての今後の対策を 4 月 30 日の特別委員会、まあ、この前もありましたけれども、要するに、要措置区域と形質変更時要届出区域の確定、これら項目がありまして、お尋ねするのは、どちらにしても予備費で業務を委託すると説明がありましたが、どのようになりましたか。お尋ねをいたします。

2 番目には、どちらにしても、その土壤の除去なのか封じ込めなのかをお尋ねをいたします。

3 番目には、土壤汚染に係る対応費用は県なのか町なのか、お尋ねをいたします。

4 番目には、役場建設に関して、ヒ素検出の 1 月 22 日から今日まで何も進捗をしていないこととなります。それによる財源に関する問題と業務開始のスケジュールはどう変わってくるのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス対策と学業・医療・営業と暮らしについての質問でございますが、1 点目については、今後の状況に応じて、国、県の動向を勘案し、適切に対応してまいりたいと考えております。

2 点目については、国の制度として雇用調整助成金が拡大され、一定の条件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 10 分の 10 とする特例措置が設けられました。また、上限額を拡大することなども検討をされております。

3 点目については、家賃補助を国が第 2 次補正予算で対応することとなっております。また、国民健康保険税等の減免、国民年金保険料の減免を行うこととしております。なお、税については負担の公平性の観点から法律に基づく対応をしております。

4 点目については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対するための国税関係法律

の臨時特例に関する法律が成立し、スポーツイベント等が中止になった場合、そのチケットの払戻しを受けないことを選択すれば、その金額分を寄附したとみなし、税の特例優遇措置を受けられる制度が創設されております。

5点目については、広島県で実質無利子、無担保の融資制度が創設されております。

6点目については、国は日本経済団体連合会や日本商工会議所などに対し、雇用調整助成金の特例措置などを活用し、従業員の雇用維持に努めることなどの要請文やウェブ会議を通じて要請を行っています。国の動向を注視してまいりたいと思います。

7点目については、国において様々な取組が進められてきているものと認識しております。町といたしましては、国の動向を注視しながら、医師会、介護事業者等と連携しつつ、現行制度の中で社会保障の充実を図ってまいりたいと考えています。

8点目については、県内において新型コロナウイルス感染症が拡大する前の3月初旬より、医療機関に対し、マスクを配付し、診療等に支障が出ることはないよう支援してきたところです。今後も引き続き、マスクや消毒液を配付する予定としております。

9点目については、国が現金での支援を検討しており、町としてはマスクや消毒液等の現物支給により医療機関を支援していきたいと考えております。

10点目については、感染症対策として必要なマスクや消毒液の現物給付により、介護事業所を支援していきたいと考えております。

11点目については、報酬は国が定めた単価により算定しておりますので、定額での月額支払いとすることは考えておりません。また、この度の新型コロナウイルスの対応により、就労支援施設については、在宅支援を行うことで給付費の支払いを請求できること、また工賃については、収入が減少する場合には給付費を工賃の支払いに充てることが可能となることから、減収分や工賃についての補償は特に考えておりません。

12点目については、学費等の支援が必要になった大学、短大や高等専門学校、専修学校の学生・生徒に対し、日本学生支援機構が実施している高等教育修学支援新制度の活用により、事業の免除や奨学金の支給などが行われているところです。

13点目については、国は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、日本経済団体連合会や日本商工会議所など主要経済団体に対し、今春、就職予定の学生への内定取消しは最大限の経営努力で回避するよう要請しております。また、雇用調整助成金の特例措置などを活用し、従業員の雇用維持に努めることなどの要請文やウェブ会議を通じて要請を行っています。国の動向を注視してまいりたいと思います。

14点目については、国の補正予算により、小学校等の休業に伴い子どもの世話をを行う保護者に有給休暇を取得させた事業主に対する助成金が支給されております。また、学校休業期間の延長に伴い、子どもが家庭で過ごす時間が増え、家庭における食費等の負担が増大していることから、国の子育て世帯への臨時特別給付金に併せて、町独自に海田町子育て世帯応援金を支給いたします。

15点目については、国会議員の間で税率引下げの意見があることは承知しておりますが、消費税をはじめとする税制度につきましては、国において議論され、設計されるものと認識しております。町といたしましては、町民の生活のあらゆる場面で影響が出ていることから、国や県の支援を踏まえ、町独自の支援として、町内の子育て世帯と中小企業等への支援を実施しているところでございます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後を見据えた地域の消費喚起策について、町で可能な対応を検討しているところでございます。国に対しては地域経済対策や事業者に対する救済措置、地方創生臨時交付金の拡充等について、全国町村会を通じて要望を行ってきたところであり、引き続き、町民及び事業者等が必要とする支援策の拡充や地方公共団体の取組への支援について要望をしております。

次に、役場建設についての質問でございますが、1点目の影響評価業務については、土壤汚染対策について選択し得る対策内容及び事業期間等についての概要を整理し、5月27日の庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会で御説明したところでございます。

2点目の土壤汚染対策の具体的な工法については、土壤汚染対策法に基づく区域指定及び影響評価業務の成果を踏まえ、検討を進め、方針について別途説明いたします。

3点目の土壤汚染対策等の県との費用負担協議については、実施設計変更等業務の中で具体的な費用等を精査し、県との具体的な協議を進めてまいります。

4点目のヒ素検出による事業停滞の影響についてでございます。財源については、従前どおり、公共施設等適正管理推進事業債等の活用を見込んでおりますが、実施設計変更等業務により事業を整理した後に改めて説明いたします。

スケジュールについては、建設工事着工が約1年延伸し、工事期間についても、土壤汚染対策により数箇月程度の延伸が見込まれますが、今後、実施設計変更等業務の中で、短縮できる工程について検討を進め、全体スケジュールを変更してまいります。

失礼いたしました。国民年金保険料の免除を、私、減免と言いましたが、免除に変更

させていただきます。それから、12点目の授業料の減免、事業の減免と言いましたが、授業料の減免と訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再質問をさせていただきます。通常より端的に短く、いろいろ議会運営の配慮も必要だと思いますので、要点だけ絞ってお尋ねをいたします。

1番目の自粛による倒産であるとか廃業をさせない、これが一番大きな経済の維持とか、これからのまちづくりについて、大きく影響するわけですがけれども、これによって直接間接、影響を受けるわけです。特に中小零細企業、大手でも潰れたところもありますけれども、経営方針が悪かったから結果的にはそうなったんでしょうけれども、町内においてそういうことがないように、一人ひとりの個人経営であっても、融資であるとかあるいは経営持続型のそういう制度があるわけで、商工会を通じて町が盛んにホームページで紹介もしておられますけれども、私もホームページをずっと見ながらどういう動きをしてるのかなと。しかし、町も一定の努力をされております。事業を、継続をさせる、その応援、更に私は長引く状況が続くので、町の考え、どう対応していくのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後の町内の事業者支援でございます。国・県等においてもいろいろな支援策が打ち出されておまして、町においても事業継続応援金ということで応援金の方を支給させていただきました。現在の状況では、営業自粛であるとか外出自粛ということも解除になっておりますので、こういった状況の中で、次に事業者支援、町内の消費喚起策につながるような支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）細かいことは省いてですね、そういう方針であれば、是非努力をしていただきたいと、このように思います。

次に、賃金の問題で、収入8割以上補償を私は望むわけです。というのが、元町民で広島市に転居された方が、電気を切られて食事もできないという例があって、私のところに訪ねてきました。真冬で、食べるものも寒さも我慢できないということで、私の方にお金を貸してくれという状況が。中身を聞いてみると、やっぱり派遣社員で必要ないということで首を切られてどうにもならないと。数少ないかも分かりませんが、少なくとも、その一番の弱者を、やっぱり一番考える、中心に考えて行政を進めていか

なければならない。私は、5,000円はプレゼントするけども、それ以上はしない、あと、制度については教えてあげるからというんで、明るく日会いました。我々の党の方針もお金の問題であるとか、保証人の問題であるとか、異性の問題であるとかいうことは禁止されとる。というか、いろいろ、党から除名をされる対象の大きな要因になるわけで、その辺はお金を貸さないが、5,000円はプレゼントしますと。知った人だったんでそうしたわけですが、そういう人がおるんですね。海田町ではなかったけども、元海田町の人でした。そういう面で町がやはり、そういう人が、つかんでおられるかどうか分かりませんが、おるはずですよ。そういう人を泣かさないように、家族や本人を泣かさないようにそういう行政をやるべきだということに思うんです。つかんでおる、あるいは相談に来たかどうか分かりませんが、実態としては格差社会の下で、そういう人が、かなりの人が発生しておるという状況だろうと思うんです。そういう例があるかどうか知りませんが、そういう場合はどういう対応をされるのか、どういう考えなのかお尋ねをします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の新型コロナウイルス感染症によって、職を失ったりされていらっしゃる方、多くいらっしゃるという現実には認識しております。海田町におきましても、生活保護の相談でありますとか、住居確保給付金の御相談、また、生活福祉資金の貸付等の御相談の中で、そのような方が適正に相談に来ていただけるように、福祉保健部の方で対応しているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ようけ考えてきたんですが、やっぱり、あんまり多くしゃべると、いろんなロスやこの議会運営上のいろんな問題があるので、大きく省きます。最後に、このコロナの問題でお尋ねしますけども、消費税5パーセント、もう10パーセントに上げたために経済が失速をして、その上にコロナの問題で、大きく、社会、暮らし方がものすごく変わってきたわけですね。先ほど言いました、貧困の格差のために生活ができないような状況、これは貧困が危機を深刻化させてきたわけですね。国の予算を見ると、国は102兆6,000億というのが今年度の予算でした。第1次補正で25兆円、第3次で31兆円の補正をやって、約60兆円が補正をされてきたんですね。今後、どういう状況になってくるのかということになると、おのずから負担増あるいは増税というのがはっきり見えてくるわけですね。私が心配するのは、コロナのこと、非常に命に関わる問題で大切ですが、

それが収束をすると、必ず、福祉をお金で買うような状況が、なってくる、あるいは保険であっても、これが、保険の役割をしない、こんな状況になってくるおそれがあるというように思います。そういう面で、町長は町民の暮らしを守るためのその先頭に立つ、非常に町民が苦しんでいるのに、その対応が、努力はされると思いますが、私にとってみれば不十分。やはり、思い切ったですね、生活のそういう状況も変わってくるけれども、思い切ったそういう施策は必要ではないかと思うんです。町長として、今後の、もちろんコロナ対策は最優先で、命と暮らしを守るためにやるんですが、今後の問題はどのような方向でどうするのか、まだそこまで考えてないと、これが精一杯だと言われればそうかも分かりませんが、しかし、必ずこの問題は子や孫につながってくる問題。ワクチンができるまで、経済、出歩くな、家におれ。ちょっと変動が起きると休学になったり、そのために家族の方にいろんな影響が出てくる。全体が疲弊してしまって、本当の、元に戻るような経済や生活につながってこないわけですね。いろいろ、こう努力をされて、一時的にしのぐために、町独自で4点ほど、国の施策よりもやっておいでですが、それも努力をされたおかげなんです。それも評価をいたしますけれども、私はそれ以上に、これまで何回も指摘してきたように、大企業はものすごい優遇されてきとる。特に、内部留保金は、大企業になればなるほど、全従業員が2回辞めてもいい退職金をため込んどると。今こそ、これを吐き出すときだというように私考えるんです。中小零細企業は非常に苦しんで、これがまた、経済を、どういうんですか、日本を本当に保つとるのは中小零細企業なんです、それが疲弊してしまって、非常に経済活動に大きく影響をしておる。町長のそういう考え方、あるいは今後進めていく方針の中で、海田町はもちろんのこと、町村会であるとか、そういうところも含めて、広島県全体、知事や県の理事者、これらを含めてどう対応していくのか、それをお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）この、今の御質問の中味はですね、今後、どのように対応していくかというお話だと思います。まず、直面している医療崩壊等のこれを起こさないようにするというのが、もう大前提でございます。これは、私も随時、広島県等ともいろんな連絡を取りながら、今の感染状況、それからクラスターの対応、そういったものを刻々と調査をさせていただきながら動いてきてるところですが、まず一番大事なのは、やはり医療崩壊、それを起こさないためにどのようにしていくかということでございます。現在、今日の朝調べた段階では、入院されている方が3名程度と、あと民間のところに4名程

度おられるという確認まで、かなり医療の余裕が出てきている状況でございますので、今後はその治療薬、皆さんニュース等で聞かれていると思いますが、治療薬と、その次には、当然ワクチンの問題、そういったものは我が町でできる話ではございませんので、国の方にしっかりとそういった対策を講ずるように、町村会等を通して要望をしていきたいというのがまず第1点でございます。

2点目は、今の消費税の関係で、企業等、内部留保があるという議論は、今、報道機関等でもいろんな話が出てきておりますが、そういったところに対する対策ですね、こういったものは、国がやはり基本的に動いているというのが現状でございますし、かなりそういった取組を進めているというのは、新聞等含めていろんな形で報道されておりますから、それに期待するところでございます。

最後に三つ目でございますが、今後に大きく関わる関係ですが、コロナに関しては、今、キーワードが出ているのは新しい生活ですね。新しい生活様式を考えていこうというのが大きな今後のテーマになってくるかと思えます。いろんな形で公共施設等を開いた場合には、そういったコロナ対策、よく言われるのはソーシャルディスタンスとか、要するに間隔を広く取りましょうとか、それから、3密を防ぎましょう、マスクを使いましょう、そういったもので生活環境が大きく変わってくる。特に今、ウェブ会議、ネットワークのテレメーターも含めてそういったものも、今後はいろんな形で変化してくるというふうに考えておりますので、私もそういったところをしっかりと注意を払いながら、今後は新しい生活スタイルをどのようにしていくか。特に行政においては、その行政組織をどのようにしていくか、これも非常に大事なことです。それに向けても、今からしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

最後に、住民の方々が非常に痛んでいるのは、私も心苦しいところでございます。それに対して、まずは、先ほど、議員御指摘のように、海田町としてもできることをやってきました。まだまだ不十分なところはあるかと思えますから、それに向けて、今回の国、県、我が町の予算措置を連带的に進めながら、コロナの今後の共存ですかね、それに向けてしっかりと頑張っていきたいというのが今の私の方向性でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）コロナの問題、もっともっと言いたいんですが、例えば、県内の中で、三次、庄原、安芸高田、竹原、世羅、府中町、東広島、三原、福山、広島市、それぞれ努力をされて、海田町よりも優れたところがあって紹介しようかと思ったんですが、

それはもう省略をいたします。

最後に、庁舎建設の問題で、非常に町民が関心も高いし、あまり話題にもならなくなつて諦められたというような問題も含めて、今あるわけですが、しかし、この問題、もっと早くしなければ、町の信用、あるいは議会として何をしとるのかという声が上がってきておるわけですね。そうした面でヒ素の問題で影響がないということが結論をつけられて、あと残されたのは誰がどのようにどういう方法でそれを処理するかと。併せて、その金額についてはどうなのかということで、この間の5月27日、ついこの前の中で、いろいろ論戦が交わされて、特別委員会でいろんな意見が出ました。しかし、そうは言ったって、ここまで来て途中でやめるわけにもいかないし、もう早く問題を解決する。そうすれば、やむを得ないお金が出ていくことにつながってくるわけですが、私もやむを得ないなという感じはいたします。そういう面で、スケジュール的に努力をするということで取り戻したいというのが、町長の方針で、先ほどの答弁の中にありましたけれども、この土壤汚染の問題とスケジュール、これはどういう方向で最終的には解決する方向なのか。資料、この間出された六つの方法がありましたけれども、その中でどういう方法でどう撤去してどうするのか、もうちょっと時間を欲しいと言うんならそれでも構わんですが、今度の予算の中に設計委託料が出ておりますので、どうなっていくのかというのが、そこでも聞いてもいいんですけれども、一般質問で私がそういうのを質したいというように思うので、どう考えとるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎の整備に関しまして、現在の重要なポイントといたしましては、土壤汚染対策をどのような方法で行うのかということ、それと、その費用負担についてどのようになるのかということ、それと、議員御指摘のありましたように、事業の期間、その期間がどの程度延長するのかといったところだろうと思います。執行部といたしましては、これから県と具体的な協議の方を行いたいと考えております。その協議をするためには、町として実施していく汚染対策の費用、どの程度掛かるかというものを明らかにしていきたいというふうに考えております。また、事業期間に関しましても、町で想定をしております新庁舎整備に併せて汚染対策をするのにどの程度掛かるのか、そういったところを検討して、本当に必要な期間というものを把握をしたいと考えております。そのために今定例会の補正予算におきまして、実施設計の変更業務の予算措置の方をお願いをしているものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）町長最後の答弁の中で別途説明をいたしますと、この別途説明という意味ですね、これは土壤汚染のこと、予算が800万出ておりますけれども、この結果のことを示しているのか、それとも、どういう方法でやるのか、あるいはどうするのか、この別途という、説明をいたしますというのは、ちょっと私、気に掛かるんです。どういう意味でそういう表現になつとるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）別途という意味で説明をさせていただいた意味でございますけれども、まずポイントといたしましては、先ほど答弁をしたとおりでございます。まず、汚染対策についてどのような手法を取るのか、これは区域指定も出ましたので、早い段階で検討ができようかと思います。この本定例会の補正予算をお願いしております実施設計等変更業務、これを発注するまでには、町として土壤汚染対策、こういった方向で進めていくのか、こういったものを明らかにして、発注前には、議員の皆様方に御説明をしたいと考えております。その他の費用負担でありますとか事業期間につきましては、実施設計等変更業務を行った上で、具体的なものが見えてまいりますので、それは実施設計変更業務を進める中で、議員の皆様方に御説明の方をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の別途説明という内容をちゃんと進行しながら、その経過を説明することにつながるわけですが、5月27日に出された今後の見通し案、スケジュールですね。これが実際このとおりになるのかどうか、いろいろこの、どういうんですか、この間、論戦があったようなそういう県とのやり取りの中での意思の疎通ができてなくて、いろんな違和感を私は持つとるんです。素直に県が面倒を見ないというんなら面倒を見ない方向で、あっさり結果的には明らかになってくるわけですから、もう明確にしながら、正確に議員の方に早く伝達をしてほしい。それをある程度、まあ言葉は失礼かもしれませんが、隠そうとする、隠蔽工作であるとか、歪曲であるとか、捏造まではいかないとしても、そういうような疑いが、拡大すれば取れるわけですね。そういうことがないように、遅れに遅れて今まで来て、その遅れた中にいろんな問題が含まれてですね、平成19年の特別委員会を作ってから今日まで十何年、町長も当時委員長をやられて、早くやろうという気構えでやっておいででしたけれども、なかなか、ちょっ

としたことで、議員が不信感を持ち、そこで、この問題は手続上許されないというような意見が出たりして、なかなか前に進まないという状況が、今、あるわけですね。私としてはもう早くやってほしいし、ここまで来たら必要な経費は必要な経費で、どうしても必要ですから、まあ、それは、明らかに思い切って出していくという方法でやってほしいと考えるんですよ。執行部として、今までの、不手際とは言わないまでも不十分であったということは指摘されるんで、その辺についてはどう考えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備に関しまして、土壌汚染対策の費用負担については、これまで県と具体的な協議はできていないというふうに、我々としては認識を持っております。今後、具体的な協議の方は進めてまいります。先日の特別委員会でも多数の御意見をいただきました。新庁舎整備につきましては、議員の皆様方も関心の高い事業であるというふうには認識しております。今後も県との協議の進捗状況も踏まえ、議員の皆様方に御説明しながら進めてまいりたいと考えております。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）2番、小田です。まず初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止に日々御尽力くださっている皆様に、心より感謝を申し上げます。

それでは、学校給食費の公会計化についてお尋ねをいたします。本町でも、4月から公立中学校での給食がスタートいたしました。現在は新型コロナウイルス感染症により、町立小中学校では休業を余儀なくされ、学校の再開を児童生徒も保護者も待ち望んでおられました。近年では、働き方改革に伴い、学校現場でも残業時間の短縮などが図られております。一方で、ICT教育の導入など、新しい取組などにより、教職員の負担は増加しております。そうした中、令和元年7月31日に、文部科学省は教員の負担が指摘される給食費などの徴収管理業務について、地方自治体が行う公会計化を導入するよう求める通知を、都道府県や指定都市の教育委員会に出されております。この通知の中で、公会計化の導入により、教員の負担が軽減されると明記され、1校当たり年間190時間の業務削減効果も見込まれております。これだけの時間があれば、授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができ、その効果は大きいと言わざるを得ません。学校において、学校給食費を徴収管理する場合には、ゆうちょ銀行等の特定の金

融機関を指定し、振込や振替を実施するため、入学の際に保護者に銀行口座を開設してもらうなどの手間が発生しております。これが公会計化されれば、地方公共団体が指定金融機関に指定することで、金融機関のいずれからでも学校給食費の振替を実施できるようになり、利便性の向上につながります。コンビニ納付やクレジットカードによる納付を可能にしているところもあります。そのほかの効果としては、給食費滞納者に対する督促業務においても、公会計化により、業務の効率化を図り実効性を高める効果が期待できるとされています。このように公会計化することで、様々な点で効果や効率の向上など明らかであります。以上の点を踏まえ、本町においても学校給食費を公会計化するべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。学校給食費の公会計化についての質問でございますが、令和元年7月に文部科学省により策定された学校給食費徴収管理に関するガイドラインを踏まえまして、学校の負担軽減を図る取組の一つとして、学校給食費の公会計化の実現に向け、関係各課と連携し、検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）それでは再質問させていただきます。検討してまいりますという御答弁でございましたが、これは前向きに検討していただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）前向きに検討させていただきます。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）しっかりと前向きに検討していただけるということなので、これ以上申し上げることございませんが、政府案では準備期間から実施までに2年程度掛かるというふうに言われておりますが、本町においても、2年程度計画をしておられるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）2年程度という期間でございますが、これも市町等の人口増、児童生徒数等によって期間等は異なっております。本町におきましては、状況として各関

係課と協議をする中味としまして、やはり、現存の教育委員会内の人配では少し難しいところがありますので、そのような人配の確保であるとか、財政面、それから徴収等の担当の分割化等踏まえると、やはり２年程度というところで、令和５年頃からということになるのではないかというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○２番（小田）それではしっかりと検討していただいて、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間をしっかりと確保できるように、今後も努めていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）この際、暫時休憩をします。再開は１１時１０分。

~~~~~○~~~~~

午前１１時０２分 休憩

午前１１時１０分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。７番、下岡議員。

○７番（下岡）７番、下岡です。本日は３項目にわたって質疑します。

１番、災害復旧工事について。西日本豪雨災害からの復旧工事において、河川を担当する県が地元と工事前に十分な協議をしなかったためにトラブルが多発している。町は協議に参加し、調整を行っていく方針を示していることから、期限である今年度中の工事完了に責任がある。質問します。

①西ノ谷川支川に係る里道橋の一つが土石流により流出したが、その橋復元予定位置に県は床固工の設置工事を行った。県の技術基準では、橋と床固工は５メートル以上離す決まりになっている。里道を所有し、管理責任のある町は橋を別の位置に架け、里道については位置変更を検討しているが、里道は通行権以外にも所有境界線、農業水路維持道路の機能も持ち、安易な変更は許されない。町は、県に床固工の位置変更工事をさせ、元の位置に里道橋を設置すべきである。見解を問う。

②昨年の県町共催の復旧工事説明会でも質問、要望のあったことだが、護岸にある農業用水取水口が取り付けられていない箇所がある。農業用水路の保全責任は町にある。町と県の事前協議は不十分だったのではないか。原状回復すべきではないか、今後の対応を問う。

③従来は空積みのためほぼ垂直であった護岸が、今回、ブロック積み工事のため勾配ができた。上段部では工事前と比べ1メートル近く後退したところもある。上段が私有地であれば利用可能域減少、公道であれば通行域が減る。これはどのように解釈し、どのように対応していくのか、県とも十分協議し、納得できる対処をしていただきたい。答弁を願う。

大きく2点目、災害時避難について。①新型コロナウイルスも事態収束の方向に向かいつつあるが、政府は長丁場の感染症対策として新しい生活様式を提案している。その一つに、人との間隔はできるだけ2メートル、がある。3密を避けるという視点も含め、避難所確保や避難所運営にどのように対応していくのか問う。

②水防法改正による県の浸水想定見直しを受け、瀬野川洪水ハザードマップを作ることになっているがどうか。利用可能な避難所の減少や避難体制整備にも影響が出てくるのではないか問う。

③避難行動要支援者支援として名簿作成自動化、地図情報との連携、個別計画の管理、災害時の安否確認情報管理等に対応した新システムを作り、自主防災組織と共有すると町長施政方針にあったが、豪雨時期である梅雨に間に合わなければ意味がない。見解を問う。形ばかり作って有用性が伴っていないのではないか、福祉部門との連携についての検討状況も併せて問う。

3、組織変革について。最近の執行部を見ていると、どういう問題意識、何を意図してその施策事業をやるのか、意思決定プロセスに透明性があるか、組織の縦や横の関係に統一性、外部との関係に合理性があるかなど理解しがたい点がある。幾つかのケースについて質問する。

まず1点目、民間事業者による町有施設へのソーラー設置事業について、メリットを、災害時の非常用電源確保、再生可能エネルギー普及への寄与、行政財産の有効活用としているが、効果が限られている上にデメリットが考慮されていない。事業存続、事故、建物への負荷等リスクも相当ある。住民の福祉向上を使命とする行政が営利目的の民間事業に協力することは慎重であるべきではないか、見解を問う。なぜ教育委員会所管の建物に防災課が設備導入を検討することになったのか、経緯や妥当性についても問う。

2点目、町長は新型コロナウイルス感染症対応で、税条例の一部改正条例や補正予算を専決処分した。確かに自治法第179条で専決できる要件の一つに、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、とある。ただ

し、それには客観性がなければならないとされている、行政実例。他市町の多くが臨時議会を開催していることから客観性があるかは疑問である。また、専決方針を決めるに際し、議会との事前協議等、何ら意思疎通がなかったようであるが、適切と言えるか、見解を問う。

3点目、平成30年度決算審査意見書において、監査委員から、総括意見として、織田幹雄氏関連事業において方針が明確でないため魅力づくり推進課と生涯学習課がそれぞれの考えで事務執行している。一貫性、計画性ある事業展開にするため、方針明確化とともに担当部門の一本化について検討されたいと指摘された。具体的に何の事業で指摘されたのか。ふるさと納税とクラウドファンディングで別々に資金集めをしたことか、別のことか、その認識を問う。また、組織改正時期であるこの4月に組織一本化はなかった。どのような検討の結果、そういう結論になったのか、真剣に検討したのか問う。

4点目、新庁舎建設予定地のヒ素による土壤汚染対応について。民法は第570条で売主の瑕疵担保責任を定めている。売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主がこれを知らず、契約目的を達成できなければ契約解除又は損害賠償請求を認めている。ところが、県との売買契約第8条において、瑕疵があっても契約解除も損害賠償請求もしないと定めており、町にとって著しく不利である。土壤汚染対策法に基づく措置に関する覚書では、要措置又は要届出区域に指定された場合に、県の人為的活動に起因する措置費用は県が負担とあるだけで、今回の宅地造成に起因すると思える場合の解釈は微妙である。土壤汚染により、新庁舎完成が大幅に遅れるだけでなく、除去費用を町が負担することもあり得る。交渉は弱腰かつ拙劣である。上には弱く下には強い体質は変える必要がある。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

災害復旧工事の質問でございますが、1点目については、広島県が西ノ谷川支川の砂防えん堤整備に係る管理用道路の整備を計画していることから、当該計画との調整の要否を確認した上で、里道橋の機能回復を図ってまいります。2点目については、取水口の復旧要望があるにもかかわらず復旧されない箇所は、要望者の御意見を伺った上で、取水口の復旧を行ってまいります。3点目については、道路部分については、被災前と同等の河川流下能力を確保しつつ、必要な通行機能の確保を図ってまいります。また、ブロック積みの勾配は、基準によって決定されているため、既存の石積の勾配と異なる

ことがあります。そのため、広島県において、土地所有者から工事内容について承諾を得た上で工事を実施されております。なお、民間境界について、土地所有者から相談があれば個別に対応すると伺っております。

次に、災害時避難についての質問でございますが、1点目については、開設した避難所において、避難者の間隔が2メートル、最低でも1メートルが確保できない場合や3密が回避できない状況となった場合、あるいは、そのようなことが予想される場合は、適宜開設する避難所を増やしてまいります。また、避難所が過密状態になることを防ぐため、親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知してまいります。避難所の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、マスクの着用、消毒液の設置、受付時の検温、問診、避難者の継続的な健康状態の把握、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の励行、十分な換気、スペースの確保を実施するとともに、発熱、咳等の症状がある避難者については、隔離された避難スペースに避難していただきます。2点目については、5月22日の広島県の洪水浸水想定区域の公表を受け、今年度内にハザードマップを作成し、全戸配布する予定としております。また、洪水浸水想定区域内にある指定避難所は、3階以上に避難することとしており、想定される浸水に対応できることから、避難所の減少にはならないものと考えております。避難体制については、瀬野川の水位情報、気象状況等に基づき、避難情報を適切に発令し、早め早めの避難を促すことにより、引き続き、減災に努めてまいります。3点目については、避難行動要支援者システムは、5月28日から本稼働をしており、梅雨時期までには、支援機関に対し、要支援者名簿の提供ができる体制となっております。福祉部門との連携については、当該システムの構築に際して連携を図ったところですが、今後も防災部門と福祉部門が連携し、避難行動要支援者の個別計画の策定に関し、支援を行ってまいります。今後は、要支援者の各情報を適切に管理し、支援体制の充実を図ってまいります。

次に組織変革についての質問でございますが、1点目については、災害時の非常用電源確保、行政財産の有効活用、再生エネルギー普及への寄与等の観点から、太陽光発電事業の実施について慎重に検討を行ってきたものでございます。また、教育委員会が管理する建物への設備導入については、他市町においても学校施設を活用した太陽光発電設備の設置例があることから、教育委員会と協議をして導入を検討したものでございます。2点目については、この度専決処分した事案につきましては、他団体の条例改正と施行期日を合わせる必要があったものや、法改正及び国の補正予算が可決後、直ちに執

行できる体制を確保したかったものであったことから、各常任委員会及び全員協議会において事前に説明を行い、専決処分するよう判断させていただき、臨時議会において御承認いただいたものでございます。今後はより丁寧に事前の調整をさせていただきたいと考えております。３点目については、渋谷区のオリンピック・パラリンピック気運醸成事業に織田幹雄氏のＰＲや海田町の魅力を発信するため、魅力づくり推進課が参加したことに指摘を受けたものでございます。また、担当部門の一本化につきましては、この御意見を受け、組織体制の整備を含めた検討をしており、検討に時間を要することから、今年度の４月の組織改正に至らなかったものでございます。今後、検討結果を踏まえ、より効率的で効果的な体制整備を進めてまいりたいと考えております。４点目については、新庁舎建設予定地の契約事務手続は、県が県所有の売却において使用する汎用の契約書様式によって進めたものでございます。同時に不測の事態への備えが必要であると判断したことから、覚書について町から申し入れ、締結をしたものでございます。今後、売却契約と覚書について県と協議してまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○７番（下岡） まず第１点目の災害復旧の里道橋の件ですけれども、県が現在、西ノ谷川支川の上流に砂防えん堤を進めていると、それに向けての工事用道路を計画している。それとの兼ね合いでこの里道橋、あるいは里道を検討するとありますけれども、これ今、県がえん堤、砂防えん堤用の工事用道路を検討しておるのは、この町道137号と並行して走る、上流に上がるための工事用道路を検討してるわけですよ。この、今言ってるこの里道というのは137号から入って行く、横に入る、川を渡る橋のことを言ってるんですよ。全然、意味を取り違えているんじゃないですか。この里道が、今のここへ出てくるのは137号へ出てくるんなら分かりますよ、この辺の位置で。違うでしょう。私らが把握してるこの今の工事用道路というのは、山をずっと走るような計画だと聞いてますよ。だから、その道路と、今の137号を走る里道をつけるべきだと、つけるいうか、今あるその里道を元どおりやるべきだというて言ってる訳ですよ。その里道は今言うように、両側で持ち主が違うし、農業用水路があるから、その管理用道路という意味もあるわけですよ。全然意味を取り違えているじゃないですか。どういう答弁をするんですか。もう１回答弁してください。本当に県が、あそこの位置へ工事用道路に出てくるように、137号へ出てくるように検討をしてるんですか。これ、県に確認してるんですね。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村）砂防えん堤の管理用道路を今計画をされておるんですけれども、今お話のありました山側を通るルートというお話が出たんですけれども、私の方では、それが決定したというお話は聞いておりません。複数のルートを検討されておる段階でございますので、仮にですよ、仮に川沿いのルートということになれば、この里道橋を架けてもすぐにまた撤去という話になることも考えられますので、その計画がはっきりしてから、里道橋の機能回復を図っていくという方針を示させていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）おかしいんじゃないですか。今言ったように、この里道の機能を全く理解してないでしょう。今現在あるから、災害復旧工事はいつ終わるんですか。来年3月までに終わるんでしょう。その今の管理用道路はいつできるんですか。それまでにできるわけじゃないじゃないですか。まだ2年も3年もある。その間はどうするんですか、その人は。あそこ渡って向こう側へ、田んぼとか畑とかあるけども、使おうとする人は使えないじゃないですか。災害復旧絡みだから言ってるんですよ。当面、困るじゃないですか。困る人は自分で橋を架けて向こう側へ渡れということなん。そうなるでしょう。おかしくないですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）管理用道路についてのお話は、先ほど御説明したとおりでございますけれども、今おっしゃられたように、里道を通行するというのに、今現在、支障になっているということは承知しておりますので、そこにつきましては、その整備計画がある程度分かった段階で、直ちに本復旧をするべきなのか暫定的な機能回復を図るべきなのか、その辺の方針を定めた上で、できるだけ早く機能回復という方法は検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）あそこを見たらですね、それ、今の里道のところ以外に里道の予定場所がないのは明らかですよ。県が、そこに、じゃから、今の管理用道路を付けるかもしれないですよ。付けたとしても、あの位置にしかできませんよ、その前後に。上は家があるし、下は個人の私有地があるわけですから、ね。今の現在ある里道のところしか、適切な里道のところはないですよ。それ以外のところだったら個人のところに入るから、別の所有者は個人のところを通って行かないけんようになるからですね、そんなん認めら

れるわけじゃないじゃないですか。143号のときでもそうじゃないですか。私設の道路の里道があるのに、それを無視してから別のところをやっとるけど、これ、今回のあれとは違うけど、全然分かってないでしょう、里道の機能が何なのか、執行部は。

次にいきます。今の、例えば、民有地との絡みでは、県が、直接に個別に調整して適切に工事をするとか言ってる。個別に適正にやっていないから問題になっているんですよ。そういうケースが発生するから、ずっと最初から言ってきたことですよ。そういうことが予測されるから、設計図ができたなら工事入る前に地元ちゃんと説明してくださいよと言ってるのに、それをやらないで工事に入ろうとするから、あちこちでもめて工事がうまくいかないから、西ノ谷川支川、西ノ谷川本川ではやるところがないから、ずっと本川の一番奥の方に行ってから、今の、もめないようなところに行っちゃってやっとるけど、このまま行ったら来年3月まで、できませんよ。地権者と協議が整いそうにないから。そこをどうするのか、基本的な考え方を県が出すべきなんですよ。町道側は、今言ったように、勾配がでて、適切に通行できるようにする言うけども、例えば3メートルのところはこうやって引っ込めたために、通行可能域が仮に50センチ減ったら、今度は道路が2メートル50とかになるわけですよ。そういうこともあるから、12月定例会で町道137号の拡幅と言ったら、やりませんと答弁したじゃないですか。一貫性がないことをやってもらったら、一番しわ寄せ食うのは地元ですからね、そこはどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）広島県においては、施工する前に現地に丁張りというんですけれども、材木を使ってどのような形で護岸の方が復旧されるかというのを各土地所有者さんに御説明をして、施工承諾をいただいてから工事に着手をされておると伺っております。したがって、そのトラブルという内容がいろいろなものが考えられますけれども、それについては、基本的には広島県さんと土地所有者さんでお話をいただく案件になるんですけれども、町といたしましては、その間に入って、できる限りの調整だったり要望だったりというのを実施いたしまして、できるだけ早い災害復旧を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その一番元の基本的なところで、地権者と県が合意しないわけです。考え方が違うから。県がそれをやるならんやんなりの法的根拠を示さないと話はずきませんよ。個別にやると言っちゃってですね。災害復旧だから、それはもう民地を少々削

ってでもやるんだというんならやるという法的根拠を県が示してやらないと、判をつけというたって、判をつかんケースがたくさんあるでしょう。そういう今の丁張りして、工事をやったけども、工事やったら、全然、事前に協議した内容と違うといってから、もめてるところだってあるじゃないですか。判をついた書類を返せとか言われてる現場だってあるでしょう。だから、基本的な考え方が、県がちゃんとなっていないから、こういうことになっているわけです。そこを言っているのに、同じように個別に調整して、県が合意を取った上で進めますと言ってるけども、それができないから、やるところがどんどんどんどん減ってきて、できるところからといって、これからできないところがたくさん出てきて、来年3月なんてできませんよ。箇所ごとにやることになっているから、県と個人で合意できなかつたら、そこのところの町道側もやらないでしょう。効率が悪いから。そういうことでできるところ、どんどんどんどん減ってきている。そこを基本的な考え方いうのをきちっと県が出すように、町が言わないと、今の里道の話でも一緒けども、県は、ぼやっとして、災害復旧、災害が起きた、今の理由、橋が流出したのは元の里道、ある橋のところに床固工があるから、空間が取れなくてそこに石だ木だ、ぶち当たって、橋を流出させとるんですよ。それを見たら、その床固工、ほかのところに移さなきゃいけないというのは、もう誰が見ても分かる話なのに、県はぼやっとして、そこのところをまた同じところへ床固工を造つとるからおかしいんですよ。じゃけ、県にちゃんと言って床固工をほかに移せと言うべきなんですよ、筋からしたら。そこはどうなの、この件について、再度。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）広島県におかれましては、工事着手前に説明を行って、先ほど来、言っておりますけど、一定の御理解をいただいて施工に承諾を得ていると伺っておりますけれども、その説明の仕方等について不足しているという御意見につきましては、広島県にも伝えて改善すべき点については改善するよう、要望はさせていただこうと思います。

もう1点、床固工のことですけれども、これにつきましては、災害復旧事業の原則で、原形復旧ということがございます。したがいまして、被災前からあった施設をそのまま県の方は復旧するというルールに則って復旧されたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）原状復旧というのは何回も説明会なんかで聞いているけど、それがそういう

状況だったから災害が起きているわけです。その橋が流出して、そこから土砂が民地に大量に流れ込んだりしてるじゃないですか。そのままやったら、また同じ災害が起きますよ。そんなのは復旧工事だというてやられるんですか。信じられない話です。それよりも県の技術基準、床固工は橋から5メートル離すと。それが災害を防ぐための基準なわけでしょう。そんならそっちを優先すべきでしょう。誰が考えたってそうですよ。絶対おかしいですよ。何もやらのだったら不服申立てでもしますよ。

次、災害復旧について、3密を避けるため何だかんだ、今の瀬野川の洪水想定ハザードマップを作成し、とありますけども、想定避難は3階以上に避難することとしており、想定される水深に対応できることから避難所の減少にはならないと、こういう答弁ですけども、例えば、今の水防法の改正で1,000年に1度、現在は100年に1度ということで、1日最大雨量242ミリで想定されて、例えば、東部の地区でいうと、東小学校辺りは50センチから1メートルぐらいで、今避難所指定になっていますけれども、町民センターはね、この辺り、例えば、1,000ミリで、今度ですよ、新しい基準で300ミリとか350ミリになったら50センチとか1メートルじゃなくて、1メートル50とか2メートルとかの可能性になるわけですよ。そしたら、町民センターだとか東小学校がそのまま避難所になるかどうか現時点ではっきりなると言えますか。避難所の減少にはならないと言ってるけども、なる可能性あるでしょう。今の浸水想定区域が新たに見直されるわけだから。瀬野川が氾濫したときに、もっと深く浸水される可能性があったら、町民センターやらほかのところだってどうなるか分かりませんよ。現時点で、それ、はっきりと減少にならないと言い切れるんですか。言い切れる根拠は何なんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおり、この度想定の方が100年確率から1,000年になっております。そのため、かなり被害の方、想定の方も大きくなっております。例えば、河岸侵食であったり、新しくそういうふうなものを示したり、浸水深がより高くなっております。こういったことも含めまして、現在3階というふうな形ではっておりますけども、想定が3階であります。ただ、このマップ作成時に県の方も古いものをしていて、いわゆる現状に合ったものをしてない可能性もありますので、その辺りは、この3月に作成しました土砂災害の方のマップでも手直しを一部して公表しております。その合ったような形で、順次、うちの方で想定できる範囲内で、2階が可能なら2階ということで、その施設に合ったような避難体制を組んでいきたいと、今考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ちょっと時間の関係があるから、3点目の方に移ります。まず1点目のソーラーのことでですけど、今までの繰返しで、災害時の非常用電源確保だとか行政財産の有効活用、再生可能エネルギー普及への寄与等の観点から慎重に検討を行ってきたと言ってますけども、本当に慎重に検討してきたんですか。いい加減な検討しかしてないでしょう。雨天のときとか夜間には使えんじゃないかと、どうすんだと。バッテリーを付けんかったら意味ないじゃないかと言ったら、当時の防災課長は、スペックの中に、仕様の中に、今のバッテリーを仕様として今度募集のときに入れますと言ったけど、その後で、部長とか課長が訂正して、そういうことじゃないんだということだけでも、これ、学校の屋上にしたって、300平米とか400平米を貸すわけですから、大体、40キロから50キロワットの発電能力の設備を検討していると思う、業者はね。一つのくくりとしてですよ、低圧は、10キロから50キロワット未満が令和元年度で14円となっとるわけですけども、今年度から、それを全量売電とそれから余剰売電の選択制から、今年度からですよ、全量売電は認めませんよと、50パーセント以上自家設備で使って余りを売る、余剰売電にしますということなわけですよ。これ明らかに、国の方針の変更を示している。ソーラーを抑制しようという方向になっている。去年なんかも、例えば、九州なんかメガソーラーがいっぱいあるから、夏場の最盛期にはどんどん今このソーラー発電が発電されてしまっって、コストが高いから、それ全部電力代として個人が負担することになっているから、一定比率以上上げたくないということがあるから、今回、今年度以降はそういうふうに抑制方針に変わってきとるわけですよ。そういう背景がある中で、何で再生可能エネルギーの普及なんですか。国の方針とマッチしてないでしょう。

更に言わせていただくと、このシステムは、多分恐らくこれ、説明ないけども、全量売電をこの事業者は前提にやっていると思うんですよ。停電になったら、全量売電のときには、ソーラーのパワーコンディショナー、これで直流から交流にしたりとかですね、中国電力のネットワークに上げるための必要な機器なんですけれども、これは停電になったら同期されないから自動的に遮断される。だから、もう、ソーラーで停電時には中国電力に売電ができないような仕組みになっている。それを自分のところで、例えば、町が使おうとしたらコンセントをつけてくれるんだと思うんです。この前の説明だったら、1,500ワットを3口コンセントを準備するということだから。ただ、それは自動的に切り替わりませんよ。これ、ソーラーを付けてる職員おると思うけども、停電にな

ったときには自動的に自分のところで使えるようにはならない。コンセントにプラグを差し込まないと駄目なんです。自動から手動に切り替えなきゃいけないんです。それと、家庭用の場合だったら、それは自分のところの電源だからいいけども、今回の場合だったら、使うところは屋上のパワーコンディショナーのところじゃないはずなんです。コンセントのところじゃないはずなんですよ。どっか違う、1階とか2階にその電源、電気持ってこなきゃいけないんですよ。その配線、工事業者がやってくれますか。やってくれないでしょう。町が屋内配線しなきゃいけない。そしたら、1配線、例えば、仮に10万としたら1か所当たり30万、7か所だったら210万とか、20年間で200万、借地料をもらったって、それが全部屋内配線代で消えますよ。そういったデメリットなんかちゃんと考えているのかということです。デメリット、それだけじゃないですよ。屋上を貸すわけだからね、工事をやる時なんかでも屋上の防水層を破られたりしたらどうするんですか。それだとか、将来、屋上の防水をやり直そうとしたとき、そんなソーラーなんか設置されとったら邪魔になるじゃないですか。そういったデメリットなんかを考えてるのかということを知っているんですよ。それやったら、こんなの貸してね、全然、海田町にとってメリットないですよ。デメリットばかり多くて。いいところだけ取って、メリットだけ説明してやってるけども、ソーラーをやっている人見たらね、何を馬鹿なことをやっているんだと。町内には今のソーラー、何十キロワットも売電している方がたくさんいらっしゃる。私のすぐ家のそばには、20キロワットのソーラーが付いてますよ。システムをちゃんと研究してやってるんですか、本当に。これほんまにやる気なんですか。全く意味ないですよ。今言っているように、一番大きなメリット、災害時の非常用電源と言ってるけど、災害時、豪雨なんかで停電になったことがありますか、最近。確かに何年前、塩害で大規模停電が起きた、これはもう何十年前です。安芸灘地震のときも停電になったかもしれないけど、ここ大きな西日本豪雨災害だとか、何とか災害のときになってないじゃないですか。更になったとしても、今言ったように非常用電源として使おうと思ったら、屋上へ上がってプラグを差し込まなきゃいけないし、その配線もあらかじめ町が準備しとかなきゃいけないでしょう。じゃ、豪雨災害になってからですね、晴れそうと思ったら、町の防災課の職員が各学校に回って、屋上へ行ってプラグを差し込んで回る。再び、天気が回復したら、また自動回路に戻して売電用にしなきゃいけないから全部抜いて回らにゃいけん。そんなことやらなきゃいけないんですよ。何年かに1回の、防災課の職員だって、もうやる手順とか忘れてしまって、う

っかりして、やってなきゃ、自家発電なんか全然使えないんですよ。ほんまにやるんですか。これ、やめるべきじゃないですか。議会もそういうふうにあれしたけども、どうなんですか。本当、今のところ。これまでどおり、前向きに進めていくんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）本事業につきましては、議員の皆様からも災害特別委員会の方でいろんな御意見を賜りました。いろんな検討、我々も避難所にとって最も有利なようにと思ひまして、慎重に検討をしてまいったところでございます。しかしながら、やはり議員の皆様から賜った意見もございまして、今後どう進めるべきかということを検討してまいりまして、本事業につきましてはF I T申請の方を取り下げるということで決断をいたしております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）F I T申請を取り下げるいうことですから、これ以上言いません。

次に、ちょっと大事なところから行きます。今の専決処分、専決処分ですよ。今言うように客観性がないんじゃないかと、非常に主観的、恣意的にやっているんじゃないかと、私は見ています。ほかの市町が、多くの市町がやっぱり、原則というか、考え方はやっぱりですね、臨時議会を開いて議会で審議する。これが原則ですよ。おたくらが専決した理由に示したように、特に緊急を要することから、議会の招集する時間的余裕がなかったと言いますが、時間的余裕十分あったじゃないですか。何でもかいたら、総務文教委員会、4月22日ですよ。そのときに説明しとるじゃないですか。予算金額これだけやります、こういう内容ですと。条例案の変更こうやりますとか、説明しとるじゃないですか、4月22日に。更に言うたら、委員長、副委員長に対してはその2日前、4月20日に同じことを説明しておる。4月20日にはもう内容が固まっているんですよ。そのときに、4月20日の時点で委員長、副委員長のときに専決しますと言うから、ええっという感じですよ。何でも専決をそんなに急ぐんだと。国保税の傷病手当金だというから。その第1号の対象者は、全然国保と関係ないのに、さも関係あるように言って、専決している。現実に4月30日に全協を開いて説明したその内容というのは、もうほとんど完璧に固まっている内容で、あれをそのまま臨時議会として開いてもいいような内容だったわけですよ。何でも臨時議会を開かんの。まず、専決ありきで判断しとるじゃないですか。それから、後追いの理由で時間的余裕がない、議会招集の。議会招集は、開く何日前に招集ですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議会の招集は議会の3日前に招集ということになっております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）3日前でしょう。総務文教、4月22日、正式に説明したのは。4月30日に専決をしとるわけだから、8日もあるじゃないですか。何で時間的余裕がなかったと言えるんですか。計算できんのですか。何でも専決ありきなんですか。そこが知りたい。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この度専決処分をさせていただきましたのは、常任委員会等で御説明させていただきました段階においては、法改正の日取りがまだ決まっておりませんで、内容は決まっておりましたが、その法改正に併せて、同時に条例も公布、施行したかったものでございまして、臨時議会の本会議に上げて御議決をいただくというようなことができかねましたので、専決処分という形にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）確かに総務文教委員会では聞きましたけど、4月30日に現実に全協で、専決内容を説明しとるんですよ。じゃ、4月30日に全協じゃなくて、臨時議会ができたんじゃないのかと聞いているんですよ。その3日前に、そういう細かい内容が固まったんですか。違うでしょう。ずっと以前に固まっとるじゃないですか。だから、専決ありきで、時間的に余裕がないというのは、後付けの理由じゃないですか。違いますか。そこが議会を軽視しとるんじゃないかと。ほかのところは、たくさん、臨時議会開いて決めとるわけでしょう、多くの議会が。確かにね、今の定額給付金10万円なんか早く給付したいということはありますけども、だけど、専決と全協が同じ日なんだから、可能だったじゃないですか。そこがおかしいと言っているんです。姿勢がおかしいと言っているんです。まず、臨時議会を開く前提で日程を詰めて、どうしても間に合わないから専決しましたというなら筋通るけども、日程的に余裕が用意があるのに、最初から専決でいくという方針を決めてかかっているのがおかしいと言っているんです。専決したのは町長ですよ。町長、どういう見解です、これ。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）4月30日に全員協議会で専決内容、こういった形で専決したいということで御説明させていただきましたが、案件によりましては、国の補正予算が成立後に専決をせざるを得ないような案件もございまして、確か4月30日に国が補正予算成立という

ことで、全員協議会は午前に開きまして、午後に国の補正予算成立と、そういった時間的に議会を設定するのが難しい、そういった様々な事情がありましたので、こういった形で専決させていただきたいというふうに議会には事前に説明をさせていただきまして、専決をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そこまで言うんだったら、4月30日じゃなくて5月1日に臨時議会を開いてもよかったじゃないですか。5月1日は平日ですよ。土日とか祭日じゃないわけだから。5月1日にみんな職員出てきて、事務をやったんじゃないですか。5月1日。4月30日の夜にやるのと5月1日の朝にやるのと、どれだけ違うんですか。おたくらね、ちょっとやることがおかしいよ、本当。常識的に見て。もう1回答弁してください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）例えば、税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正の施行日4月30日ですので、それに併せて4月30日に施行する必要がございましたので、5月1日というのは難しい状況がございました。様々な補正予算でありますとか、条例改正、たくさんの案件がございますので、これにつきまして事前に全員協議会で説明をさせていただいて、専決をさせていただくということで対応させていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、そういう説明だと、ほいじゃ、ほかの市町はどうやったんですか。4月30日の夜、専決しかなかったら、ほかの市町も全部そうしてなきゃおかしいでしょう。多くの市町では臨時議会を開いてやってるわけですから、つじつまが合わないじゃないですか。そこはどうなんですか。ほかの市町。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）県内市町の状況を聴取りで調べました結果ですけれども、国保条例ですとか、後期高齢者医療の条例の改正につきましては、23市町のうち19市町、国保につきましては19市町、後期高齢者につきましては20の市町が専決処分をやっておられます。税条例につきましては、23市町のうち10市町が専決処分をしておられる状況です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）時間の関係がありますから、庁舎のヒ素の問題。何ですよ、今言うように、民法の規定では瑕疵担保責任を定めているのに、これは買主の権利保護ですよ。買

主保護のための規定なわけですよ。早く言えば、隠れた傷があったときに、買主が分からん傷があったときには、この売買契約を解除若しくは損害賠償設置請求できるとなっているわけですから、この権利をなんで放棄したのか。県有地の売却において使用する汎用の契約書様式により進めたとなってますけども、汎用の契約書様式じゃないじゃないですか。停止条件付売買契約ですよ。この売買契約は海田町議会が自治法第4条の位置変更条例を可決したときに有効になるという1項が一番最初に入っとるじゃないですか、この売買契約。これがどこが汎用契約書なんですか。今回の契約に向けて、県が考えた様式でしょう。それに何も考えんと判を押したんでしょう。それ以外考えられない。どこが汎用な様式なんですか。違うじゃないですか。県が停止条件付売買契約書、いつもいつもそんな売買契約なんか結ばんでしょう。そんなもん準備してますか、汎用様式として。そこをちょっと説明してください。汎用様式じゃないでしょう。これは海田町と契約を結ぶために特別にいろんな条項について検討してるんじゃないですか。違いますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度締結いたしました契約書の瑕疵担保責任の条項につきましては、県が県有地売却で一般的に使用しておられる契約書と同様の記載であったために、こちらの契約書を使わせていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）県の、それだったら、思うつぼじゃないですか。県がこれがうちの様式だから、これで判をつけと言われたら、ぼんと判をつくんですか。不利な内容が含まれていたら、当然、協議して変更をさせるべきでしょう。民法で当然認められている権利だから、久留島議員も言ったけども、一般の土地取引においては瑕疵担保責任は全部売主の責任として明記しますよ。それを買主自らが、海田町自らが放棄するなんていうのはあり得ないと言っているんですよ。これがそのフォームだからいったら、黙って受けるんかという話ですよ。いいですか。11月28日にこの売買契約を結んでいるけども、別途覚書、土壤汚染対策法上の取決めをやっているけども、その取決めの中には、県が費用負担を求めるのは、人為的活動に起因する汚染は県が認めますとなっとるわけですよ。ということは、その土壤汚染が可能性があるというふうに町も認識してたわけでしょう、そういう覚書を交わすということは。そういう認識がありながら瑕疵担保責任はないとって認める、そんな契約書を結んだら大きな過失ですよ。ちょっと見解を聞きます。

○議長（桑原）あと、5分ですから、質問時間が。あと、7分ありますから、再開をちょっとずらしますから、再開を7分ずらします。よろしいですか。いいですね。企画部長。

○企画部長（鶴岡）売買契約の締結に当たり、併せて土壤汚染対策法に基づく届出の方も進めておりましたので、契約書の約款について県とも協議をし、結果として契約書と併せて覚書を交わすということで協議をしたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その覚書についても、県の一方的な主張をそのまま認めているけど、その説明、どっちが負担するんかと聞いたら、副町長は、人為的活動由来であれば県の負担ですと、自然由来であれば海田町ですというて説明したんですよ。そうであるならば、この覚書に、自然由来であれば海田町の負担とすると書かなきゃいけないじゃないですか。現実にはこの汚染が何によって起きたのか、自然由来か人為的活動由来か、そういう議論が入れてればできるわけですよ。これ、どう見ても自然由来じゃないですよ。人の活動によって、ヒ素が紛れ込んでおるのは間違いないじゃないですか。自然にこんなもん、ヒ素がこれだけの量で入るわけないでしょう。そうであるならば、そういうふうには自然由来であれば海田町の負担というのを折り込んでおれば、争点は、人為的活動か自然由来かという争点になるけども、これを入れてないから、県の一方的に人為的活動由来としているから、県が人為的活動由来を限定的に捉える。例えば、県が昭和47年か何かから使い始めた、その使用においてヒ素が入ったと、これが人為的活動だというて主張したら、海田町は幾ら自然由来は海田町といったって、文書にないんだから通りませんよ。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）土壤汚染対策に係る費用の負担割合につきましては、これから県と協議の方を進めてまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）これから県と協議するというのもおかしい話じゃないですか。1月22日に土壤汚染対策法に引っ掛かるほどの量が出てきたわけですよ。どう処置するか、要処置か形質変更時要届出か、どっちかしなければいけない。形質変更時要届出があっても、相当な費用が掛かってくるじゃないですか。そうであれば、どれになるかは別にして、費用負担、相当掛かるのがはっきりしてるわけだから、県とそこを協議すべきでしょう。それをこれから協議するなんていうのは信じられない話だ。どっちになろう

と、相当な費用が掛かるのはもうその時点ではっきり分かってたんでしょ、おたくら。

そしたら、今のヒ素がどう処置するかというのは、厚生部門だいうて、課長が答弁したけども、この財産の譲渡しについては、県の財産管理の別の部門でしょう。そここういうことになったと、協議を始めてしかるべきでしょう。例えば、個人の土地だったら、そんな悠長なことをやってますか。ヒ素が出てきたら、すぐ、買主と交渉を始めるでしょう。4か月以上経ってから、今から実施設計で費用、手法を決めて、それから県と協議します。おかしいじゃないですか。もう既に、県に申入れをしたって言われてるんじゃないんですか。今の契約上ですよ、契約上、県が見る理由はないと、法的根拠がないと、門前払いを食らわされているんじゃないですか。違いますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度、土壤汚染対策法に基づく区域指定の方もされました。それと併せて、今定例会での補正予算に掲げております実施設計の変更業務、これに取り組みますと、対策に係る事業費等も明確になってまいります。これから県と具体的な協議ができるものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、県との協議において、まずそしたら、どういうヒ素対策をやるのか、その手法と金額を出せと。そして、それから協議しようということになっているんですね。そういう約束のもとに今やっているんですね。既にもう、さっき言ったように、県は方針を決めていて、契約上何の瑕疵もないから、県は費用負担する考えはありませんというようなことを言われていることはないんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでの県の協議では、あまり具体的な協議の方ができておりませんでした。今後は土対法に基づく区域指定等、その対策に係る費用等を明らかにしまして、具体的な協議の方ができると考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だからですね、私が聞いているのは、それは具体的な手法だ、金額はこれからやらないと出てこないかもしれないけど、基本的にどっちが負担するかということとは、もっと早い段階で話をする、これが常識だろうと言っているわけですよ。何らかの措置をしなきゃいけない。しかも、相当なコストが掛かるというのがはっきりしているわけだから。普通の個人だったらそうしますよ。そして、その上で、売主が、じゃあ、

どれだけ金額が出る、どういう手法でどれだけコストが掛かるのか出せと言われたんなら、それはそういうことでやりますけども、そう言われたんですか、県に。手法、コスト、これ出せと、それから協議しよう。これなくてやっていたら、さっき言ったように、どうなんか分からないじゃないですか。そういうことになっているのか、お聞きします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまで県とは協議をしてまいりましたが、なかなか具体的などころまで話が至りませんでした。その結果として、我々の方で考えたのはまだ区域指定の結果が出ていないのと、その対策に係る費用がどの程度かというのは全く見当もつかないというところでした。この度の補正予算で上げております実施設計の変更業務で、その辺を明らかにすることで、具体的な協議ができるものと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）具体的な手法だとか何だとかいって分からんとか言うけども、25日に指定が出たわけですよ、形質変更時要届出。健康被害のおそれはないけども、その工事を進めるに当たって、ヒ素の飛散を防ぐための何らかの処置が必要であると。これ、別に今の5月25日に指定が出る前だって、それはもう、県の厚生部門と話をすればそういう話というのは当然分かったはずですよ。それが分からなかったのはおたぐらの怠慢ですよ。当然分かった話だから、それに基づいて県と費用負担を、これ、財産管理、売買契約をした部署と話し合いを進めておくべきだったと、それをしてないというのはおかしいと言っているんです。なぜ、それを話をしていないんですか。これから話をする。そこが怪しいから、さっき佐中議員もそこが非常に不透明だと、何か隠しておるんじゃないかと思われるかもしれません。事実を話していないんじゃないですか。県からどう言われているんですか。本当のことを言ってくださいよ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでの協議では、具体的などころまで協議に至らなかったというものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）誰も具体的な話じゃなくて、その費用負担について方向性、これを話し合うべきだったということを言っているんですよ。じゃ、県に具体的なものを出せと言われたんか言われてないのか、何にも答弁しないじゃないですか。まあ、これ以上言っ

てもしょうがない。以上で終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をいたします。再開は13時15分。

~~~~~○~~~~~

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。10番、久留島議員。

○10番（久留島） 10番、久留島です。一般質問をいたします。

新型コロナウイルスによる町の取組について。全国で緊急事態宣言が当初5月6日まで発令されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により5月31日まで延長されました。全国規模で支援の輪が広がっていますが、海田町独自の支援金も速やかに示されております。しかし、感染の第2波、第3波と長期化するようであれば、追加支援の必要があると考えますが、町の見解を問います。

また、これから台風シーズンが到来しますが、災害時に3密を含めた避難所の確保とその計画はできていますか。足りない想定した場合は、ホテルを借り上げるなどの対策は考えているのでしょうか。

次に、去る3月22日に完成した織田幹雄スクエア、新海田公民館の開館記念式典は中止されましたが、新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら、今後、町内外に対して、再度、式典開催の御案内をされるのかどうかお尋ねします。以上でございます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 久留島議員の質問の3点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

新型コロナウイルスによる町の取組についての質問でございますが、町独自の支援策として、広く利用していただける事業継続応援金及び海田町子育て世帯応援金の給付を行うことといたしました。第2波、第3波の感染拡大への対応につきましては、状況に応じて、国、県の動向も勘案し、支援策を検討してまいります。

次に、避難所の感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した避難者受入れ手順を策定したところであり、これを徹底するとともに避難者が一定距離を保てるよう工夫して運営してまいります。また、町民の皆様には親戚や知人宅等への避

難を検討していただくことや、安全な場所にいる場合は避難する必要がないことなど、国が推奨する避難所以外の避難についても周知してまいります。なお、避難所として、ホテルなどの民間宿泊施設を借り上げる対策につきましては、近隣のホテルなどに打診しましたが、良い回答が得られませんでした。

それでは、3点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）久留島議員の質問に答弁いたします。織田幹雄スクエアの開館記念式典については、4月1日に人数を限定し、テープカット並びにビデオメッセージの披露など、規模を縮小して開館行事を実施しましたので、改めて記念式典を行う予定はございません。しかし、今後、当初予定しておりました講演会を開館記念行事として実施したいと考えております。しかしながら、現在の状況でございます。当初予定の約500人規模の大規模な講演会は、多少困難であると考えており、今後のコロナウイルス感染症の状況を注視しながら、開催の時期、内容等について引き続き、検討してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）再質問させていただきます。第1点目の海田町独自の支援金を、また国、県の動向を見ながら考えるというありがたい回答いただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の避難所でございますが、知人、友人の家を借りて避難するというふうに聞きましたが、2年前に豪雨災害のときに、ちょうど、私のうちの周りの人が夜中に私のところへ来られて、10人ぐらいちょっと泊めてほしいというて来られたんですが、やはり、これは、今、知人とか友人のうちへ泊まり込むという回答を得ましたが、なかなか難しいんですよね。もう布団を敷いて寝とるところへもってって、どやどや来られて、どうしようかと思ったんですが、幸いにも成本会館が空いてましたので、そこへ誘導して、無事助かったんですが、これから何が起きるか分かりませんが、コロナウイルスの場合は2メートル離すということは、左右で4メートルですね。4メートル四角へもって1人ということになると、約4分の1の、避難所が4倍いるということですよ。そのところが、やはり早めに計画をされて検討をしておかないと、大変なことになるんじゃないかと思いますが、その点もよろしくお願いいたします。

それと次に、織田幹雄スクエアですが、これ、今、教育長から回答いただいたのが、

4月1日に披露はしたと言われたんですが、4月1日というと、県知事とか広島市長が自粛自粛と、テレビで盛んに叫んでおられた真っ最中なんですよ。それで私は自粛してそこへは出席しませんでした。そしたら、自粛自粛言っておられた広島市長は何と来られたみたいなんですよ。だから、それはどうかなと思ったんですが、まあ、本人次第ですから、自分は自粛しても自粛しなくても、ほかの人には自粛させたんじゃないかと思うんです。まあ、どうせ来られるんなら、県知事の方が監督官庁ですから、来られた方が良かったんじゃないかと思うんですね。広島市の監督官庁じゃないですからね、海田町は。それと、新しくこの織田幹雄スクエアというのができたんですが、今までこういうふうな大きいイベントがあった場合は、県内の各町が、町長、議長あたりを招待して披露したんですね。これから、ちょうどこの織田幹雄スクエアは海田市駅の近くでもあるし、また、今後、いろんなイベントをする場合も駐車場が狭いから電車で来てもらうことができるんですね。そういうふうに使ってもらうために披露していただきたいから、また、時期を見て、皆さんに拝観してもらったらどうかと思ったんですが、それは教育長、どう思われますか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）教育長答弁にございましたように、記念式典というものは4月1日にテープカット等を行っておりますので、それを更にということは考えておりません。当初予定しておりました為末氏を招聘しての講演会につきましては、予算も繰り越させていただきましたし、コロナの収束を見てやりたいと思っております。ただ、今こういった状況の中で織田幹雄スクエアのアリーナのフルマックスの500人規模というのは少々難しいと思っておりますので、今、久留島議員が言われた、いわゆる来賓であるとか招待者であるとか、そういうところをもう一度ちょっと整理し直して、しかるべき時期に行いたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）というのがですね、先ほど、各県会議員あたりにも招待状が行ったわけなんですよ。それで中止になったというのが、あまり行き届いてないんですよ。それで、私のところにも県会議員から電話でいつやるのかといって催促があるんです。それで、いや、もう何か似たようなことをやったらいいですよと言ったんですが、そりゃ聞いてないと言われるから、そこらのとこ、はっきりしていただきたいからちょっと聞いてみたんですが、あれははっきり、皆、招待状いただいたところには連絡は取られ

たんですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）招待状を出された方には中止になった旨の通知を、2月の終わりに中止を決定しておりますので、すぐさま出したところでございます。もしそういったところで行き違いになって、そういった情報がうまく伝わってないということであればお詫び申し上げたいと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）終わります。

○議長（桑原）8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、避難所における感染症対策についてお尋ねいたします。新型コロナの感染拡大が続く3月11日、北海道標茶町では大雨により2,300人の住民に避難指示が出され、受付での体調確認や避難者に2メートル間隔を空けてもらうなどの独自対策を講じました。4月1日には内閣府から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知が出され、同月7日には追加で、避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応についてが通知されております。以上のことを踏まえ、4点お尋ねいたします。

1点目、避難所受付時に問診と非接触型の体温計で避難者の体温を計ってはいかがでしょうか。

2点目、現在の段ボールベッドの間仕切りでは、高さが低く、感染予防にはつながらないため、高さ2メートル程度の仕切りを用意してはいかがでしょうか。

3点目、特定の避難所に避難者が集中するのを避けるため、居住地区ごとに避難所を指定してはいかがでしょうか。

4点目、夏場の衛生面の確保と冬場の疾病予防のため、小中学校の体育館にエアコンの設置をしてはいかがでしょうか。

続きまして、免許証自主返納者の追跡調査についてお尋ねいたします。昨年度より海田町運転免許証自主返納高齢者支援事業が行われ、1年間で153人もの方が返納されております。一方で車の運転をやめたことにより、行動範囲の縮小や外出回数の減少も考えられ、介護予防の観点から、新たな問題が生じるおそれがあります。昨年度の免許返納者に対して、行動範囲や外出回数の変化等の追跡調査を行ってはいかがでしょうか。

最後に、ひとり親家庭への経済支援についてお尋ねいたします。OECDの調査によると、日本は母親の就労率が世界的に高いにもかかわらず、貧困率はワースト1位という不名誉な結果になっております。そのような状況下で、新型コロナのパンデミックにより、世界経済は大打撃を受けており、IMFは各国経済が過去数十年で最も早いペースで縮小しており、1930年代の世界恐慌以来で最悪の景気後退に直面するとの見解を示しております。経済的に最も弱いひとり親家庭を救済するため、国の支援制度にかかわらず、独自の現金給付による支援を行ってはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問に答弁いたします。

避難所における感染症対策についての質問でございますが、1点目については、避難所に避難してきた住民に対しては、受付時に問診及び非接触型の体温測定器で健康状態を把握し、発熱、咳等の症状がある方は隔離された避難スペースに誘導することとしております。

2点目については、避難者の飛沫防止のため、小型テント、パーテーションを用意いたします。

3点目については、指定した避難所が使用できない状態や避難所に至る避難経路が通行困難な場合は混乱を来すことも想定されることから、住民の方には、事前にハザードマップにより、避難所、避難経路等を確認していただき、そのときの気象状況、道路状況等を考慮して、近くに開設された避難所へ早め早めに避難し、安全を確保していただくことと考えております。

4点目については、体育館を避難スペースとするような大規模災害の発生頻度や費用対効果を勘案し、既にエアコンを設置している教室などで対応していきたいと考えております。

次に、運転免許証自主返納者の追跡調査についての質問でございますが、議員御指摘のとおり、行動範囲の縮小や外出回数の減少も考えられることから、アンケートによる追跡調査を行ってまいります。

次に、ひとり親家庭への経済支援についての質問でございますが、国においてひとり親家庭に対し、臨時特別給付金の支給について検討されているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少や、学校の休業等による家計支出の負担増など、ひとり親家庭はより厳しい環境に置かれていると考えられるため、町独自の支援の手法

を検討しております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まああの答弁をありがとうございます。まず、避難所における感染症対策。一個気になりますのは、3点目に対する答弁で住民の方には事前にハザードマップにより避難所、避難経路等を確認していただきというふうになっておりますが、この間、5月22日か23日によく町のホームページに新しい津波ハザードマップが掲載されましたよね。逆に、瀬野川のハザードマップに関しては確か同じぐらいの日に県が見直しましたよというのを公表しておりますが、県のホームページは見れないんですね、あれは、確か。昨日か一昨日確認したら、県庁か西部事務所で閲覧というふうになっていたかと記憶しております。そういう状況下によって、住民の方がどうやって避難所、避難経路等確認したらよろしいと考えておりますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今、御指摘のハザードマップなんですけども、実際に、実は、昨日更新いたしております。中には今、今回3つのハザードマップを作成しようと、今年度していますが、中には古いものもございます。既に施設としてなくなったもの、あとは名称が変わったもの、そういったものもございます。そういったものを見やすくするために手を加えて行こうと、今この4月ぐらいから考えております。

今のリンクも見てくださいというような形で、うちが言うよりも、今日もLINE等のそういうふうな情報の配信システムっていうのも、これも今年度すぐ取り掛かったところなんですけども、そういうふうな形で情報を取りに行ってくださいというよりも情報を渡しますというやり方、そういったものも構築していきたいと思います。その中にこういうふうな表現方法をさせていただいております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まあLINE等を使われるのが一番いいやり方かもしれませんが、結局はスマートフォンを持っていない高齢者に対する周知をどうするか、そういった問題もついて回りますよね。その辺はどのように考えておられますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）こちら今月号の広報に、災害から身を守るというページの方を掲載させていただいております。この中に情報を入手するにはこういうふうな方法がありますよとか、こういうふうな形にすればより効果的ですよというような感じのものを幾つ

か掲載しております。情報があふれてしまいますと、逆に高齢者の方も迷ってしまうんですが、一番いい方法、例えばラジオを聞いてくださいとか、あとはNHKのデータ放送もございますとか、あとは、うちの方の防災行政メールの方がありますとか、そういうふうな方法で幾つか提示をしております。その方で、御自身に合ったものをチョイスしていただくというような形で今考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）あと、体育館にエアコン設置せえということで、前回も、以前もやってやっぱり同じように教室で対応しますという答弁がなされましたが、教室で足らなかった場合どうするのか、その辺ですよ、じゃ、教室を使っているから学校を再開できないのか、そういう問題もついて回ろうかと思います。現に西日本豪雨災害の際は、国から急ぎょ、エアコンが体育館に設置されましたね、他の町で。海田はたまたまそこまでの避難者がいなかったから、うちの公共施設で対応できましたけど。大規模災害等が発生した場合、要は、公共施設や教室で足らなかった場合、当然、体育館の使用もせざるを得ないかもしれませんよね。そういった場合の、こういった暑さ、寒さ対策、要は衛生面の確保と疾病予防、どのようにされるおつもりでしょう。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）体育館にエアコンというような御質問でございますけども、以前にも御質問をいただいております、うちの中でも検討してまいりました。通常の災害レベルならば、十分、教室のエアコンでは対応可能ではないかというようなこと、南海トラフに想定した場合、津波の影響を受ける施設等が、六つ体育館ございまして、四つが受けるような想定になっていること、最小規模の西小学校での体育館に設置した場合、これが約3,000万ぐらい掛かるということ、学校の授業では特に必要性がないこと、あとは協定を現在いろいろなところと、今現在60ほど災害協定を結んでおりますけど、その中にも資材の提供を受けるような形で言ってくれてるところもございます。そういったところも充実してきたと。あとは、可搬式のクーラーでも対応が想定できるのではないかと、そういうふうなものを勘案しまして、体育館には現在クーラーが必要ではないのではないかと、そういうふうなものを思ってます。また、今の大規模災害がきたときにですね、施設の方でも十分可能な限り対応していくつもりではおります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃあ、続きまして、免許返納者の追跡調査。アンケートによる追跡調査

を行ってまいりますということですのでよろしいんですが、これ、いつ頃されて、いつ頃データをまとめられる予定でしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）準備ができ次第、今月中にもアンケートを行いまして、1年通して、アンケートを行った結果をまとめたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）アンケートを今月中にされるのはええんですけど、その1年かけてまとめてとおっしゃいました。これ、何問ぐらい聞こうと思っていますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）年間で150件ぐらいですので、その返納された方全員にアンケートを取ろうと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）何人じゃなくて、何問。要は1年かけてデータをまとめるいうたら、相当な質問数を考えてらっしゃるかと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）質問の件数ということですのでよろしいですね。十数項目、考えようと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）1年かけてまとめられるというふうに答弁されたかと思えますけども、それは時間が掛かり過ぎじゃないかと思うんですよ。高齢者が衰えていくの、あつという間ですよ。一例を挙げますと、とある方、もう車の運転危ない言うて、免許返納どころか車を処分したんです。そこから認知症に発症するまで1年掛からなかったんですよ。うちの親父なんですけどね。あるいは、うちの親父の友人でも、家族から危ない言うて取り上げられたんですよ。それまで畑仕事したり元気な人じゃったんですが、1か月で亡くなりました。生活環境が変わった場合、間違いなく行動範囲縮小するんですよ。特に、今、コロナで外出自粛要請、かつ公共交通機関、皆さん避けますよね。バスなんてがらがらですよ。で、返納者にパスピーかタクシー券を選ぶようにしていましたよね。町のホームページで見たら、8割ぐらいの方がパスピーを選ばれていましたよね。となると、特に、昨年度の返納者は、かなり行動範囲が狭まっている可能性も考えられますよね。そう考えたら、アンケートを今月中に取るのは大変素晴らしいことです。その結

果を早急にまとめて対策を取らにゃだめですよ。介護予防につながらんですよ。今回そこまで一般質問を出さなかったのは、まだ結果が出てないから突っ込みようが、突っ込みよういうんか提案のしようがない。じゃけ、早くやってください。ただし、これ、早くまとめなければ、ますます要介護になられる方が増えると思いませんか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）早くまとめて、介護予防に役立てるようにしてまいります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）最後、ひとり親の家庭の経済支援なんです、これは本来なら、この6月議会の補正に入っとってもおかしくないような話ですよ。いろんな議員の方がここまです、私の順番の前までに、同じような、同じようないうか、町独自の支援策、したかどうかいうて一般質問されてましたよね。佐中議員も十数項目されてましたし。その答弁を聞いていると、ほとんど国なんです。独自じゃなくて国。うちが補正を組んでやった子育て世帯への支援策についても、あんときの臨時議会で私が何度も質疑したと思うんですが、財源はやはり国、国からの臨時交付金。町はたったの、事務手続きの費用じゃけ68万ぐらいか、しか出してない。遅い。前も言うたけど、財調20億もあるんですよ。これから30億、40億かけて新庁舎を建てるような町なんですよ。前にも例を出しましたけど、玉川議員の一般質問に対する答弁で、財源がないからできないという答弁を金輪際しめせんと。うちの町はお金がある町と執行部が答弁してるんです、過去に。じゃ、急いだらどうですか。これを見たら、答弁は確かに前向きに聞こえますが、ひとり親家庭はより厳しい環境に置かれていると考えられているため、町独自の支援の手法を検討しております。まだ検討しよるんかという話。自粛要請で経済がたがたになり始めて何箇月経つのですか。なぜすぐできないんですか、うちの町は。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）臨時議会の方で御提案をいたしました町独自支援策、それに続く支援策でございますけれども、実施の時期、その財源も含めて、臨時議会において議員の皆様方からいろいろな御意見をいただきました。今回も6月定例議会にあるべきという御意見もいただきましたけれども、執行部といたしましても、状況に応じた支援策ができるよう、検討を進めております。また、議員の皆様方の御意見もいただきながら検討をして、早期に着手したいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）いつなんや。スピード勝負の話でしょう。これまで言ってきたかもしれませんが、今までの景気悪化は金融不況であるとか不動産バブルがはじけたというものがありますが、今回は人が動けなくなった、物が流れなくなったの不況なんですから、従来の景気対策じゃ何にもならんの。困っているところにダイレクトにお金を送り届けにゃいけん。しかも早く。なぜか。生活が掛かっているから。今日の米を買うのに困っている家庭がいらっしゃる。じゃ、求められるものは何や、スピードでしょう。もちろん金額の大小もありますが、スピードでしょう。ある日突然、仕事がなくなり、家賃も払えん、飯も買えん。まして子育て世帯、子どもに金が掛かるにもかかわらず、ひとり親じゃけ、１馬力しかない、働ける人が１人しかおらん、家庭の中に。その人が収入が激減した、あるいはなくなったという可能性だってあるわけでしょう。じゃあ、あれこれぐずぐず考えとらんと、お金が２０億、貯金が２０億あるんでしょ。全部出せとは言わんよ。１億でええよ。足りるかな。まあいいや。とにかく出せでしょう。ひとり親家庭の世帯数なんて、そんな何万世帯もおらんでしょ。海田町全体で１万３,０００世帯ぐらいなんです。あとは決断次第でしょう、出す出さんは。町独自の支援の手法を検討しております。何を悩んでいるんですか、それが分からんのです。どっちが答弁するんか知らんけど。何を悩んでる、出しゃあええじゃん。それだけでしょ。あとは金額何ぼにするんか、それはそっちが決めることだ。ほんまにこれが分からん。何を悩んでいるんですか、執行部は。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ひとり親家庭の皆様につきましては、より厳しい環境にあることは十分認識しておりますので、議会終了後、常任委員会の方で説明させていただきたいと考えておりますので、その内容について、また御協議いただければと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）ということは、次の臨時議会あたりで何か出てくると考えてよろしいですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、検討の方を進めているところでございます。執行部としての案がまとまりましたら、早期に議員の皆様方にお諮りしたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）まあ、出てくるんなら待ちますが、早うせにや。下岡議員も言ったけど、

さっき一般質問しよったように、うちの町はちょっとね、時間が掛かり過ぎる、答えを出すまでに。熊野町なんて、最初の独自支援、定額給付金のときと同じ、一緒のタイミングで臨時議会を開いて出しとるんですよ。うちはそうじゃなかった、遅かったでしょう、ずっと。あれが何で悩んでるのか分からん、私には。ぐずぐず迷っとる暇ないんよ。お金はあるでしょう、20億。出しゃええじゃん。何に対して何ぼ出す。それを決めるだけの話を何で迷っとんか分からん、ほんまに。何も手の込んだ支援策なんか要らんのよ。以前あったプレミアム商品券とかね、あんなもの要らんのよ、今は。困つとるところに金を直接渡す、早く。じゃあ、あと対象は誰や、金額何ぼや、終わり。ほんまに分からん、今、私は。執行部が何に対してこんなに時間を掛けとるのか。一体誰の方を向いて行政を回しとんのか。箱物に対して回しとるのか、それとも町民に対して回しとるのか。町民のために皆さん働いとるのか。それを考えて早急にやってください。終わります。

○議長（桑原） 4 番、大高下議員。

○4 番（大高下） 4 番、大高下です。本日は1 項目について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルスは、ウイルスの感染者急増を受け、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。本町においては、新型コロナ感染症の陽性者は1 人確認されていますが、見えない敵、正体不明の敵に対し、不安を募らせる町民も少なくありません。まず、最優先すべきことは、町民の命を守ることであり、安全対策や感染拡大の防止について、町民に協力を求めながら実施していくことは言うまでもありません。しかしながら、新型コロナの影響による休業などで収入が減り、生計が苦しいとの声があるのも事実であります。町民生活や経済活動への影響は計り知れず、収束が見通せない先行き不透明な状況の中で、今こそ誰一人取り残さないとのSDGs の理念に基づき、行政機能を最小限に維持しつつ、町民等への支援が確実に届くよう万全の対策を講じるべきと考え、4 月14日に、町長に新型コロナウイルス感染対策に関する要望書を、町議会公明党として提出いたしました。4 月30日の全員協議会に提案された町独自の支援策に反映されていましたが、具体的にはいつ実施されるのでしょうか。また、追加支援策として、ひとり親家庭や大学生に支援金を給付してはどうでしょうか。その後に関しては内閣府の地方創生推進室の事例集や地方創生推進交付金を参考にしようでしょうか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 大高下議員の質問に答弁いたします。

全員協議会に提案した町独自の支援策についての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少している事業者に対する町独自の支援策である海田町事業継続応援金の申請受付を5月19日から開始しました。開始日に町ホームページに掲載、5月22日に新聞折込みを行い、商工会からも電話等で周知を行っております。5月末現在で112件の申請があり、1回目の給付は6月8日に行う予定でございます。また、海田町子育て世帯応援金につきましては、児童手当及び国の子育て世帯への臨時特別給付金に併せて6月10日に支給いたします。

続きまして、ひとり親家庭の経済支援についての質問でございますが、国においてひとり親家庭に対し、臨時特別給付金の支給について検討されているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少や学校の休業等による家計支出の負担増など、ひとり親家庭はより厳しい環境に置かれていると考えられるため、町独自の支援の手法を検討しております。また、大学生への支援金につきましては、国において新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的に困窮する学生を支援するため、学生支援緊急給付金が検討されていることや、大学等において独自の支援金を支給することなどから、町として、支援策は考えておりません。

また、御提案の内閣府地方創生推進室が作成した地方創生臨時交付金の活用事例集につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として深刻な影響を受けた地域経済、住民生活への支援事業が例示されております。今後の対応を検討するに当たり、これらの事例を参考に検討をしてまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは再質問をさせていただきます。まず4月14日に、海田町議会公明党としまして要望書を出させていただきました、町独自の支援をしていただきましたことに感謝いたします。それで、この事業応援金についてですが、私の近所の事業の方からも、海田町もしてくれるんじゃないかと、ものすごい喜ばれております。そういうんでインパクトがあったんじゃないかと思います。それでこの事業応援金についてですが、評判はどうでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）評判というか、やはり問合せは結構ございます。それと、最近になって増えてきている傾向がございますので、そういう形で町としても応援をしているのかなということはありません。ということで、中にはこういうことをしてくれてと

いう方も中にいらっしゃいますので、そういうお話も聞いてはおります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）今回、第2次補正で、地方創生臨時給付金が2兆円あって、今後、この活用をいかにするかが町の実力比べいうことで、何としてもこれを使うような方策を考えていただきたいんですが、何か考えていることはありますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）地方創生臨時交付金、増額になるということは新聞報道等で承知をしておりますが、この2次補正分が海田町に対してどの程度来るかというのは、まだ、全く見当もつかない状況でございます。ただ、町の独自支援策として御提案をしたときに、議員の皆様方からそういう国からの交付金を待って取り組むというのでは遅いといった御意見もいただきました。この次の町独自支援策を検討するに当たりましては、2次補正の交付の額、そういったものを気に、気にするいうか、それを確認するのではなく、できるだけ早く必要な措置ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）町独自の支援策の中で、ちょっと気になったのが、子どもとか事業所にはあるんですが、高齢者に対しての支援策が今回なかったということで、今後、追加で考えていただくことはありますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この次の町独自支援策の検討に当たりましては、これまでいただきました議員の皆様方の御意見も真摯に受け止めまして検討の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）今後、このコロナの問題は長期戦になると思います。それで本当に町民に寄り添うような支援策を継続的に考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（桑原）説明員交代のため、暫時休憩をいたします。再開は14時15分。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。3番、

富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく2点について質問いたします。

高齢者のデジタルデバイドについて。インターネット等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間にもたらされる情報格差のことをデジタルデバイドと言います。スマートフォンやタブレットなど、近年のインターネットの普及は情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。新型コロナウイルス感染拡大予防対策のための外出自粛の中でも、テレワークやネット会議、ネット通販、オンラインレッスンや懇親会といったイベントなど、インターネットを活用した動きはますます加速しています。また、厚生労働省は、4月10日に新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的、特例的な取扱いについてを発表し、オンラインでの初診や再診を一時的に解禁し、オンライン診療対応の医療機関情報をホームページに掲載しています。しかし、総務省が2019年5月に発表した通信利用動向調査によると、インターネット利用率は13歳から50代までは9割を超えていますが、60代で7割、70代で5割、80歳以上は2割と、高齢になるほど低くなっています。情報通信白書は、高齢者がインターネットを使う際、どのような点に不便を感じるのかについてまとめており、それによると、インターネットの接続料金が低いという経済的な問題や、接続機器をどう使ったらよいか分からない、操作方法を覚えようと思っても習得の機会がないという課題が明らかになりました。デジタル化が進む中、海田町は高齢者のデジタルデバイドについてどのようにお考えでしょうか。令和2年3月定例会の町長施政方針の中で、フレイル対策について触れていましたが、まだまだ先の見えない新型コロナウイルスの影響は高齢者が長時間自宅に引き籠もることで、フレイルのリスクも懸念されます。タブレットの無償貸与やスマートフォン教室など、インターネットを利用し、オンラインで交流し、社会とのつながりが希薄になることを防ぐ事業をしてはいかがでしょうか。

2番目に、避難について。新型コロナウイルス感染について予断を許さない状況が続く中、大雨の季節を迎え、自然災害の発生による複合災害のリスクも懸念されます。避難所の運営において、施設内で避難者が一定の距離を保ち、飛沫感染の抑制にも有効との見解のある間仕切りシステムを備蓄してはいかがでしょうか。一方で、日本災害情報学会は、避難に関する提言を発表し、避難所での感染リスクを避けるため、在宅避難や親戚、知人の家、ホテルの活用など、避難所以外の選択肢を持つよう提案しています。

在宅避難は住民一人ひとりが今すぐ準備し、取り組める避難の一つですが、海田町の防災ハンドブックの中では、まだ何をどれくらい備蓄したらよいのか具体的に掲載されていません。特に、非常トイレについては明記がないですが、災害発災後、6時間以内に約7割がトイレに行きたくなること、停電や給排水設備の被害によってトイレが使えなくなることを考慮し、準備していただく必要があるのではないのでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問に答弁いたします。高齢者のデジタルデバインドについての質問でございますが、1点目については、現代社会においてはインターネット等の情報通信技術は日常生活に欠かせないものとなっており、こうした技術を活用することで、より迅速に情報を知ることなどができ、暮らしの安心安全にもつながるものでございます。このため、高齢者がインターネット等を主体的に利用し、より豊かに暮らせるよう、情報通信技術の利用機会を設け、デジタルデバインドを解消していくことが重要であると考えております。2点目については、町主催のスマートフォン教室の開催や出前講座等の中で、スマートフォンの使い方についての講習を行うことにより、高齢者の情報通信技術の有効活用につなげてまいります。また、各高齢者世帯のインターネット等を使える環境の実態を把握し、社会とのつながりが希薄になることを防ぐため、オンラインでの交流や健康づくりの推進について検討をしてまいります。

次に、避難についての質問でございますが、1点目については、避難所で避難者が一定の距離を保ち、飛沫感染を抑制するため、間仕切りや症状がある方の専用スペースとして、テントを備蓄することにしております。2点目については、本町におきましては、これまで危険な状況となる前の避難所への立ち退き避難を前提とし、それができない場合の近隣の安全な場所や自宅にとどまる屋内安全確保について訓練や広報を行ってきたところでございます。そのため、避難所での備蓄品の整備や非常持ち出し品について周知を行ってきたところでございますが、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、国や県から避難所以外への避難である分散避難や自宅避難が推奨されるようになってまいりました。防災ハンドブックには、自宅における備蓄についてローリングストックという備蓄方法を掲載し、自宅での備蓄の必要性を周知しているところでございますが、在宅避難に必要な簡易トイレなどの備蓄品目やその数量、在宅避難での注意事項など、具体的な掲載がないことから、これらについて、今後、町ホームページや広報紙などを活用し、周知してまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）再質問に移ります。スマートフォン教室の開催や出前講座などを行うことによりとあります。スマートフォンを持っている方、高齢者に向けてのことなんですけれども、そもそも持っていない方というのも高齢者の中には、たくさんいらっしゃる、やっぱり、手に取るのが分からないから、そもそも買わない、持たないという方もいらっしゃると思うんですけれども、やっぱりこれからインターネットが普及して、皆さん、オンラインでいろんなことをされる中、また、2波、3波がこれからやってくるかもしれないというリスクの中で、持っていない方が持つような仕組みというものを考えなければならぬんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺は町としていかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）スマートフォンを実際に持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、スマートフォン教室を開催する中で講師を招いて教えていただくわけですが、そこで実際に持っていない方でも触れて操作方法等を学べるような仕組みで教室を開催したいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）なるべく早くこういうことを始めていった方がいいと思うんですけど、いつ頃、開催予定を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）現在は、新型コロナウイルスの関係で講師を派遣していただくということがちょっと難しい状況にありまして、この環境が整いましたら、日程を調整して開催いたします。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）あと、スマートフォンだけでなく、タブレットの無償貸与ということも書かせていただいたんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）タブレットの無償貸与ということは今現在は考えておりませんが、スマートフォン教室の中でタブレットについても触れられるような形で教室を開催して、習得をできるように考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）私も、介護施設の方が入居されている方と家族の方が面会できないということで、どういった方法があるかということで、介護施設の方でタブレットを高齢者の方に渡して、そこでオンラインで家族と面会できる仕組みを作ろうという動きも中にはありまして、クラウドファンディングでそれを募ったりということもあるんですけども、なかなか自治体でそういうところに取り組んでいるところというのはないなと思って、ずっと探していたんですけども。で、総務省の地域情報化アドバイザーの方も、やっぱり高齢者にとってスマートフォンって、やっぱりちっちゃいので、なかなか取っつきにくい。でも、そこでタブレットだと画面も大きく見やすいということもあって、メリットがあって、高齢者の方にとっても向いているというふうに言われております。その方が提唱しているのが地域ICTサポーター制度というもので、簡単に言うと、地域で高齢者でそのICTを使える方がいろんな研修を民間と共同で受けることで、その方がサポーターとなって、シルバー人材センターに登録し、そこでそういうタブレットとかに興味のある方がそこで申し込んで、その方たちをつなげて高齢者同士でそういったことを作っていく仕組みはどうかと提唱されているんですね。この仕組みもどこかやっているとこないかなと探していたら、昨日の夜中によく見つけまして、三重県の亀山市さんが介護予防普及啓発事業の中で、これを介護予防普及啓発事業をされておまして、その中で、シルバー人材センターの方に委託をしてされている事業でございます。これがこの亀山QOL支援モデル事業とされているんですけども、QOLというのはクオリティー・オブ・ライフということで、生活の質の向上を高齢者の方にさせていただくという事業をされております。この亀山市さんの介護保険事業計画というのをいろいろ見せていただくと、一般介護予防事業としていろんな事業が今回挙げられておまして、海田町の今年度までの第7期の介護保険事業計画と見比べてみますと、やっぱりボリュームが全然違うなというふうな感じがいたします。町長の施政方針の中にもフレイル対策ということで、介護予防ということでいろいろ言われているんですけども、こういった一般介護予防事業というのをもっとボリュームを上げて膨らませていくその中に、こういったタブレットの事業というのも入れていったらいいんじゃないのかなと思うんですけども、改めていかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに高齢者の方がスマホは小さすぎるという御意見だと思います。タブレットの方が大きくて、高齢者にとっては見やすいというところかと思います。

タブレットにつきましては、今年度は町のタブレットをまず使って体験していただきたいなと思っております。その中で、第7期の計画に向けては高齢者の方々がどの程度インターネット環境があるのかという調査をさせていただきますので、その中で、その結果を踏まえまして、どのような形で第7期に盛り込むことができるかについて、しっかりとその先進事例を参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） この高齢者のインターネット環境の実態把握と、今、おっしゃられたんですけども、これはどういった形で把握というか、アンケートをされるか何か、そういったことをされるのでしょうか。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） 海田町高齢者福祉、第8期介護保険事業計画策定業務において、介護予防等に関するニーズ調査を行うため、その中でインターネットの使用状況等についてもお聞きして実態把握を行う予定にしております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） まあ、なかなか、御家族でスマートフォンを使われて、一緒に使おうという形で進められている高齢者の方はいいと思うんですけども、そうじゃない、なかなかオンラインに触れられない方もまだまだたくさんいらっしゃると思います。そういった方にもオンラインを使って生活の質を上げていけるような施策を展開していただきたいなと思います。

2点目の避難のことなんですけれども、間仕切りシステムですけれども、こちらは整備されるということで、早めの整備をお願いいたします。防災ハンドブックに、まだ在宅避難のことが書かれてなかったということで、これ、今すぐにでも町民の方が始められる避難の一つだと思いますので、是非早くしていただきたいんですけれども、今後、町ホームページや広報紙などを活用して、これはいつ頃、皆さんにお知らせできる予定でしょうか。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） 予定では7月号には、順次、一遍に載せることが可能であれば一遍にするんですが、スペース上の問題で分けて掲載するような場合もあります。来月号から載せていきたいと思います。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）その中で、トイレだけ言ったんですけれども、そのほかにも、やはり生活に必要なカセットコンロとかランタンとか、電気といった、やっぱりライフラインが途絶えたときに、在宅でなるべくストレスなく過ごしていただくような備品というのはまだまだたくさんあると思うんですね。食料の備蓄というのはもちろん書かれているんですけれども、食べるためには温めるとか、いろんなものがまだまだ必要になってくるので、そういったことをもう少し研究していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのような形で、それも含めまして検討し、掲載の方をしたいと思います。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）避難所ではなかなかトイレの環境も悪かったり、なかなか、ストレスを抱えることがとても大きいと思うんですけれども、そういった携帯トイレとか非常トイレをしっかりと整備し、自分たちで備蓄することで、特に女性はどういったことにデリケートですので、しっかり準備していただくよう、早めにいろいろ広報をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は3点について質問させていただきます。

1番目、新園周辺の安全対策を図る考えは。町の待機児童対策として、この4月より私立こうわこども園が開園されました。園児の安全性を十分考え、周囲には高い柵、玄関口を奥の方に設け、子どもの飛出しにも配慮しているのがうかがわれました。しかしながら、園の周囲はいろいろな店舗が建ち並んでいるため車の往来がとても激しく、いつか事故が起こるのではないかと不安に駆られます。また、園舎の柵の横には、里道を挟んで左右に蓋のしていない水路があります。子どもの行動は予想がつきません。安全性の確保として次の2点について質問します。園舎が引っ込んでいるために道路左右から全く園舎が見えません。そこで、①ここへこども園があることを看板や道路に表示し、注意喚起をしてはいかがでしょうか。②子どもが落ちないように、里道の左右の水路に蓋をしてはいかがでしょうか。事故があってからでは遅いと思います。町として安心して保育ができる環境を整えてあげることも大切ではないでしょうか。

大きく2点目、第5次海田町総合計画案の中での調理室の検討は。公民館や保健セン

ターでの調理室について何度か質問をさせていただきましたが、稼働率が低いので、費用対効果を考え、整備をしないとのことでしたが、最終的に第5次海田町総合計画として、10年間の計画を立てる中で、必要な取組かどうか検討するとの答弁に至りました。この答弁から1年経ちました。まさに、今、第5次海田町総合計画の構想案が作られようとしていますが、①調理室の必要性について検討をされたのでしょうか。災害において支援などがあるので調理室は必要ないと言われますが、どのような形の災害が起きるか分かりません。川を挟んで、この地域に調理室は必要だと思います。新海田公民館、旧千葉家や西国街道など、海田町の観光の拠点ともなる場所です。②従来の調理室の考え方でなく、逆転の発想で、使いやすい稼働率も費用対効果も上がる調理室の整備を考えるはありませんか。

大きく3点目、旧海田公民館の備品有効活用方法として、旧海田公民館で使用されていた机、椅子、その他もろもろの備品の活用はどのように考えられていますか。以前、まだ十分使用できる机や椅子がごみとして処分されるのを見ました。町関係の施設なら譲られると聞き、声掛けをしたこともあります。この度、大量の備品の処分がなされると思いますが、椅子が欲しい、テーブルが欲しいなどの声が自治会や老人会から聞こえ、譲ってもらえないかとの問合せもあります。そこでお尋ねします。①使える備品を町関係の施設の方に優先的に選んでもらい、次に、自治会、老人会などの減免団体に声を掛け、譲ることはできないでしょうか。そして、もし、それで余ったらまた売するという方法もあると思いますが、いかがでしょうか。以上3点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の3点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

新園周辺の安全対策についての質問でございますが、1点目については、認定こども園前の町道は交通量が多い上、園舎が通行する運転手から見えにくいと認識しております。認定こども園と協議した結果、運転手に園舎があると分かるような看板の設置について検討すると回答をいただきました。また、園舎前から瀬野川河川敷に向けた横断歩道が、7月末までには設置される予定となっております。横断歩道が設置されると、道路標識も設置されるため、更に注意喚起が図られるものと考えております。2点目については、蓋ではなく、蓋よりも早期に実施可能な転落を防止する柵を設置してまいります。

次に、第5次海田町総合計画の策定の中で、調理室の必要性に係る検討の有無についての質問でございますが、総合計画につきましては、令和元年度に、町としての目指す都市像や基本的な視点等について議会にお示ししたところです。現在、町民の方から広く意見を募集するパブリックコメントを行うとともに、各担当において具体的な施策等について検討を進めているところでございます。なお、織田幹雄スクエアの備蓄倉庫に、調理の必要のない食料を備蓄するとともに、各世帯での食料備蓄、災害協定による流通備蓄体制の構築などから、災害時における調理は必要ないものと考えております。次に、使いやすい稼働率や費用対効果も上がる調理室を検討してはどうかとの御提案につきましてですが、総合計画の策定に当たっては公共施設等の整備について、従来の発想に捉われることなく、利便性が高く費用対効果も上がる施設となるよう検討すべきものであり、そのように指示しております。

それでは3点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。

旧海田公民館の備品の有効活用方法についての御質問でございますが、旧海田公民館の備品については、引き続き、織田幹雄スクエアで使用するものは移動し、それ以外の備品の一部は海田東公民館に移動しています。残った机、椅子などについては、小中学校や他の公共施設に照会し、必要なものがあれば移動する予定です。その後、使用が見込まれない備品については老朽化等の状況などを考慮し、どのような処理を行うのか検討してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）備品の件についてですけれども、余ったものを東公民館に移動、その他小中学校、ほかの公共施設に必要なものがあれば移動する予定と言いますが、これは処分ということではなくて、要は、所管替えということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）そのとおりでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、ここに、その後使用が見込まれない備品については、老朽化等の状況を考慮し、どのように処理を行うのか検討してまいりますとありますが、この所管替えなどによって適切な処理ができないもの又は使用できなくなったものがあるときは、

これらの物品について不要の決定をして、これは今度不要のものとして取り扱われると思うんです。その場合に、先ほど言った自治会とか老人会とか、一般の方ですけれども、売払いという考え方には持っていけないんでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）財務規則上、不要の決定をして、売払いですとか、譲渡し、譲与、技術的にできるようになっております。今回、いろいろ旧海田公民館にある物品を様々、今、公共施設、見てもらっているんですけども、机とか椅子については、ほぼほぼ、どういったらいいですかね、所管替えというか、それに対応できるのかなと思っております。そこに残った物品については、もう非常に状態が悪くて、それについてはもう廃棄するしかないのかなと思っております。6月中には全ての公共施設に照会をかけて、何が残るかというのをある程度整理しようと思っておりますので、教育長答弁にもありましたように、残った備品について、その状態を見ながら、再度、処分の方法について整理をしたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃ、6月中に残るか整理した上で、それでも、例えば海田東公民館に所管移動とかいうんですけども、椅子なんかもう既に東公民館なんかかなりありますし、学校なんかもありますから、今の公民館の分が全部行くとは限らないので、そういう場合は、6月時点で、あとは自治会とか老人会に声を掛けてみようという、売る前にですね、そこまで声を掛けてみようという思いはないですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）ちょっと繰返しになって申し訳ございませんが、残った物品の状態等を見て判断させていただきたいと思っておりますので、今この場で軽々に渡すことができるとか、そういうことをちょっと申し上げにくいというところで答弁させていただいておるということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃあ、状態を見て、もし、見た上で状態が良ければ、そういうことも考えますということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）すみません。状態が良いものについては、基本的には公共施設の中で使うのが原則だろうと思っております。使えるものを捨てるということは基本的に

あつてはならないと思っております。使えるものを譲与とか売払いとか捨てるというのは、過剰に余っているからというところだろうと思っておりますが、最初に申しましたように、今いろんな施設、学校とか見てもらっているんですけども、かなり御要望等ありますので、ほとんどはけるんじゃないかと、そういうところがございますので、こういった答弁を今させていただいているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）例えば、今、机とか椅子とか、極端に名前あれしましたけど、そのほかにいろんなテーブルとか他のもろもろのものもあると思うんですが、今、町の公民館の備品等で他が全然ないというものもあると思うんですよね。そういうものに関しては、やはり、広報とかでこういうものがありますが、どうですかというふうな、ホームページに載せるとかいうことはできないですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）本当に申し訳ございません。繰返しになりますけども、現在は第一義的には、公共施設の中で使うことを一番の目途に考えて、何ていうんですかね、見てもらうような状態でございますので、それ以降の処理については、残った物の状態等を見まして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）新園の分ですけども、水路というんですか、蓋をするよりも転落を防止する柵というのは、どのような柵を設置の予定なんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）よくお見かけになると思うんですけども、高さ80センチぐらいの横に3本鉄の柵といいますか、棒があるような柵を水路に面して設置をして転落の防止というのを図っていこうと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここ、水路だけでなく、里道のところに住民さんがそこを渡るんですけど、あそこはそのままただ渡らないという看板が立っていますけども、あその部分はそのままで、何もこう、門を造るとかそういうことはされないで、看板だけにするんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回につきましては、水路への転落防止ということで柵の設置を検討

させていただいたところでございます。今、御指摘の部分については里道でございますので、今の時点で柵で通行止めにするということは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）新しく園舎とかができ、この度は待機児童にあれして、こうわ園が立候補して建てられたんですけども、こういう園舎を建てたときに、検査としては、町としては建物の中だけの検査なんでしょうか。どこが検査されるんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）建物の検査につきましては、広島県においてなされたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃあ、例えば、子どもたちですから、どういう行動を起こすか分からないので、海田町に県が検査して建てられたんですけど、建てたときに、町としてその園舎の周りがどうなのか、今、特に子どもが何か起こしたときには安全性に欠けるとよく訴えられていることがあります、町としてその周囲は安全なのかとか、そういうところの確認はしなかったんでしょうか。

○議長（桑原）県の検査で外か中かという質問があったんですが、それも含めて答弁してください。福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）検査につきましては、建物、敷地内についての検査を行っているところでございます。安全性につきましては、確かに前面の道路等の交通量等がございます。また、里道等もございますので、その辺りにつきましては、設置者の方としっかりと話をしまして、交通量につきましては、7月末までに設置が予定されております横断歩道についても、事業者の方と協議をいたしまして、道路設置者、それから、警察の方と調整いたしまして、横断歩道が設置される予定となっております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これはちょっと外れるかも分からないんですけども、町がやはり待機児童で要望するからには、建物だけを、県に、例えば検査してもらうんでなく、町としてやはり新しく、この度もそういう要求が出てますけども、できたときに、周囲はどういう環境か、町の管理するところで安全性は確実なのかとか、やはりそういうのをしっかり見極めた上で、やっぱり、その園が開園するときにそこまで準備して開園してほしいなと思うんですけども、今後そういう新しい園ができたときに、そこまでを考えてされ

ますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の認定こども園の設置においても、安全性についてもしっかりと協議をして開園していただいているところでございます。今後、設置が予定される場合につきましても、同様に子どもたちの安全を第一に設置していただくよう、町としても支援してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）安全性は、建物でなくって、その周囲環境も十分に、そこまでの配慮を町としてされるかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども答弁させていただいておりますように、これまでも保育園、それから認定こども園の設置に当たりましては、建物だけでなく周辺の公園の環境であるとか、お散歩の通っていただく道路のことであるとか、総合的に勘案いたしまして、設置をお願いしているところでございます。今後につきましても、そのような形で子どもたちの安全が、建物の中でもお散歩をしていただいているときも含めまして、対応を取っていただけるように町としても支援してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）2番目の調理室の件ですけれども、第5次海田町総合計画の構想案の中の施策の大綱、7番目のテーマに、にぎわいと交流のまちづくりの中で少子高齢化やライフスタイルの多様化などの様々な要因を背景に近所付き合いや地域コミュニティの希薄化が進んでいると、海田町のみならず、全国的ではありますが、問題点として挙げられています。今までの公民館の調理室の在り方が講座とイベント中心であったために稼働率が低かったのだと思います。そこで、やはりその公民館の調理室というのが、公民館の調理室ということでなくて、調理室、何かあったときのためのみんなでコミュニティの場としてのそういう要素を持った調理室、要するに考え方を換えられれば、もっと効率上がる、利用度の高い調理室になるんじゃないかと思うんです。そして、まして今や旧海田公民館のときには、その調理室で事前に公民館まつりのときは、そこで豆ご飯を炊いたりして、公民館まつりなんかの準備をしておりました。ですから、今度そういうものがなくなると、公民館まつり自体も少し変わってくると思いますが、やはり地域のコミュニティを守る上で、今、四つの調理台がありますが、二つにして縮小してす

ると、予算も全然違ってきますし、そこにやはり地域コミュニティの人がいろいろ活用されると、もっと活性化するし、西国街道もあるし、町の中心となる場所でいろんな用途に使えるのではないかなと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）ただいま御指摘いただきましたコミュニティの希薄化に対する対応というのは、非常に重要な視点であろうと考えております。第5次総合計画の中におきましても、こういった地域課題をどのように解決していくかということで、今様々担当部署におきまして、具体的な施策を検討しておるところでございます。その中におきまして、これまで御指摘いただきました調理室が持つべき機能というものもいろいろあるかと思いますので、これまでいただいた意見も踏まえまして、更に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）更に検討ということですが、前向きにそれは捉えてよろしいんですか。

今までの従来の調理室の考え方でなくて、別の考え方で調理室の在り方を検討していくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（鎌田）検討に当たりましては、基本構想の段階で御説明申し上げたとおり、町として五つの基本的な視点というのを挙げさせていただいております。ライフステージに応じた支援ができていくかどうか、次代を担う人材が育成できていくかどうか、それと防災等に資する施策であるかどうか、こういった五つの視点から施策を今検討し直しておるところでございます。この中で、これまでの慣習等に捉われず、調理室につきましても、施設にとってどのような機能が必要なのか、地域にとってどのような施設が必要なのかという観点で、再度、今検討をしておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここの答弁の中に、公共施設等の整備について従来の発想に捉われることなく、利便性が高く費用対効果も上がる施設となるよう検討すべきものであり、そのように指示しておりますということは、この調理室も公共施設の整備の中の一つとして捉えてよろしいんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、総合計画の策定で、10年間のまちづくりの方を検討しております。

す。その中で今各担当部署において、今後10年間どのようなまちづくりを進めていくかというのを検討しております。ですので、まだそういうのは集計ができておりませんので、調理室について前向きなのかどうなのかというところは、ちょっと答弁できませんけれども、10年間のまちづくりを検討していく上では、これまでの発想に捉われることなく、効率的で有効活用できるような、あらゆる方法を考えていく必要があるものと考えております。

○議長（桑原）もうちょっとはっきり言うた方がいいんじゃないのかな。続くよ、ずっと。

できるならできる、可能性があるならある、ないならないの方がいいと思うけど、どうですか。大江議員。

○5番（大江）さっきから全体をひっくるめた言い方なんです。私は、調理室と、今言っているんですけど、公共施設という大まかなことを全部ひっくるめになると、考えていただいているかどうかがよく分からないんです。もう1回、答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、担当部署において、今後10年のまちづくりを検討している段階でございますので、調理室についてどうこうというところは、現在、答弁できるようなものはないという状況でございます。

○議長（桑原）考えてないということなので。大江議員。

○5番（大江）では、前回、1年前に第5次海田町総合計画案の中での調理室の検討についてと言われましたけども、検討した結果、考えていないというふうな解釈になるんでしょうか。最終的にお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、担当部署において、今後10年間のまちづくりを検討している段階でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃ、10年間の検討の行く上で、その中でひょっとしたら有効と思うかも分かりません。でも、今のところはという、どっち付かずで、まだ意見がまとまっていないということで解釈していいのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、検討をしている最中でございますので、そういうのがまとまりましたら、全体を、今後10年のまちづくりを、また、御説明をさせていただきたいと思

います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）その検討が10年間というけども、やはり、最初に検討、総合計画案を立てると思うんですけども、10年間でも前期と後期ありますよね。どの辺りでその見通しがつきますか。10年間ずっと、10年間の中で考えていくということですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、第5次総合計画に掲げる事業というのを現在検討しております。その方向性が決まりましたら、その事業をどの時点で実施をするのかという検討になるかと思っておりますので、その辺、まとまりましたら、また御説明の方をさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）調理室は、公民館じゃなくて、私、前も言いましたが、保健所の後、ですから今すぐ後ということではないわけですね。今の保健所が動いた後でもどうかという、前はやってますから、そういう意味で、その計画の中で方向性が決まりましたということですから、まあ決まりましたら、また早急に知らせてください。

○議長（桑原）大江議員、保健所はありません。

○5番（大江）すみません、保健センターの間違いです。保健センターの後のあそこを利用してというのを従来から言ってますので、その検討の方向性が決まりましたら、またお知らせください。以上、終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は、終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の2項の規定により、これにて延会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集いただきたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後3時01分 延会